

議案第1号

高石市漁港管理条例制定について

高石市漁港管理条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月21日提出  
高石市長 阪口伸六

提案理由 高石漁港の移管に伴い、その維持管理について必要な事項を定めるため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 高石市漁港管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、市が漁港管理者である漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(漁港施設の維持運営)

第3条 市長は、市が管理する漁港施設（以下「漁港施設」という。）のうち、基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）につき、毎年度、その維持、保全及び運営に関する計画を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により計画を定めようとするときは、漁業協同組合の意見を聴かなければならない。

(漁港の保全)

第4条 何人も、漁港の区域内において、みだりに、漁港施設を損傷する行為その他の漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

(危険物等についての制限)

第5条 爆発物その他の危険物（当該船舟（いかだを含む。以下同じ。）の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舟は、市長が指示した場所でなければ、停泊、停留又は係留をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

(漂流物等の除去命令)

第6条 市長は、漁港の区域内における漂流物等が、漁港の利用を阻害するおそれがあると認めるときは、当該漂流物の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

2 前項の場合において、当該除去を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、自ら必要な措置をとることができる。

3 第1項の場合において、当該除去を命じられた者がこれを履行しないときは、市長は、自ら必要な措置をとり、その費用を当該命じられた者に負担させることができる。

(陸揚げ又は出漁準備のための区域の指定等)

第7条 市長は、漁港の区域の一部を陸揚げ又は出漁準備のための区域として指定することができる。

2 市長は、前項の指定区域内にある漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他の必要な事項につき指示することができる。

3 前項の場合において、漁獲物等の陸揚げ又は船積みが終わった者は、直ちに、その陸揚げ又は船積みを行った場所を清掃しなければならない。

4 第2項の場合において、漁獲物等の陸揚げ又は船積みが終わった者は、速やかに、船舟を第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて市長が許可した場合は、この限りでない。

(占用の許可)

第8条 漁港施設（水域施設を除く。）を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、漁業者（市内に住所を有する漁業協同組合又はその組合員に限る。以下同じ。）の行う占有が、漁業を営むためのものであり、かつ、工作物の設置を伴わないものである場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の許可を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えない。

(1) 漁港施設の占有が高石市暴力団排除条例（平成24年高石市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、漁港施設の管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可に、漁港施設の管理上必要な条件を付することができる。

4 第1項の占有の期間は、10年を超えることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第9条 船舟を係留するために岸壁及び物揚場（その前面水域が法第39条第5項の規定により市長が指定する区域内に存するものに限る。）のうち市長が公示して指定するものを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、漁業者が漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）を係留する場合は、この限りでない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(利用の届出)

第10条 漁港施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる許可を受けて漁港施設を利用する場合又は漁港施設のうち航路及び道路を通行のため利用する場合は、この限りでない。

(1) 法第39条第1項の規定による許可

(2) 第8条第1項の規定による許可

(3) 前条第1項の規定による許可

(占有料及び使用料)

第11条 漁港施設を利用しようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める占有料又は使用料（以下「占有料等」という。）を納付しなければならない。

(1) 第8条第1項の規定による許可を受けた場合 別表第1に掲げる占有料

(2) 第9条第1項の規定による許可を受けた場合 別表第2に掲げる使用料

- 2 既納の占用料等は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、占用料等を減額し、又は免除することができる。

(土砂採取料及び占用料)

第12条 漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者は、土砂1立方メートル（1立方メートル未満であるとき、又は1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートル）につき313円の割合で計算して得た額の土砂採取料又は別表第3に掲げる占用料を納付しなければならない。ただし、同条第4項の国の機関及び地方公共団体については、この限りでない。

- 2 前項の土砂採取料及び占用料については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(入出港届)

第13条 総トン数20トン以上の船舶は、入港したとき、又は出港しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、漁港を根拠地とする漁船及び監視船、警備船その他公務に従事する船舶については、この限りでない。

(許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するため必要な施設の設置若しくは原状の回復を命ずることができる。

- (1) 第8条第1項又は第9条第1項の規定に違反した者
- (2) 第8条第3項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正の行為により第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けた者
- (4) その占用又は使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者

第15条 市長は、法第17条第1項に規定する特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項若しくは第2項、第8条第1項又は第9条第1項の規定に違反した者
  - (2) 第6条第1項、第14条又は前条の規定による市長の命令に従わない者
- 2 第10条又は第13条の規定に違反した者は、25,000円以下の過料に処する。
  - 3 偽りその他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の

5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

（過怠金）

第17条 偽りその他不正の行為により第12条第1項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### 別表第1（第11条関係）

区分			単位	金額
岸壁			1平方メー	294円
物揚場			トル1月	77円
船揚場				52円
漁港施設 用地	一般占用	工作物の設置を目的としないもの	1平方メー トル1日	2円80銭
		工作物の設置を目的とするもの	1平方メー	26円
	特別占用		トル1月	308円
外郭施設	電柱（本柱、支柱、 支線柱、電気工作 物等）	第1種電柱	1本1年	1,870円
		第2種電柱		2,970円
		第3種電柱		4,070円
	標柱（自動車停留場の標柱等）			2,090円
	管類（ガス管、水 道管、下水道管そ の他これらに類す るもの）	外径40センチメートル未満のもの	1メートル	351円
		外径40センチメートル以上1メー トル未満のもの	1年	890円
		外径1メートル以上のもの		1,760円
	地下構造物（マンホール等）		1平方メー	2,640円
	高架構造物（起重機等）		トル1年	1,967円
	仮設物（工事用板囲い、足場等）		1平方メー トル1月	581円
広告物（添加広告物等）		表示面積1 平方メー トル1年	5,830円	
公衆電話所		1個1年	2,640円	

道路	電柱（本柱、支柱、支線柱、電気工作物等）	第1種電柱	1本1年	1,700円
		第2種電柱		2,700円
		第3種電柱		3,700円
	標柱（自動車停留場の標柱等）			1,900円
	管類（ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの）	外径40センチメートル未満のもの	1メートル	320円
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1年	810円
		外径1メートル以上のもの		1,600円
	地下構造物（マンホール等）		1平方メートル	2,400円
	高架構造物（起重機等）		1年	1,790円
	仮設物（工事用板囲い、足場等）		1平方メートル1月	530円
	広告物（添加広告物等）		表示面積1平方メートル1年	5,300円
	公衆電話所		1個1年	2,400円

#### 備考

- 1 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、その期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 2 占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 3 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 4 電柱、標柱、管類、広告物又は公衆電話所を設けるため物揚場、船揚場又は漁港施設用地を占有する場合の占用料の額は、表中の該当規定にかかわらず、外郭施設を占有する場合の占用料の額と同額とする。
- 5 1件の占用料の額が100円未満の場合は100円とし、その額が100円を超える場合においてその額に10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。
- 6 「第1種電柱」とは電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 7 「特別占有」とは漁船を除く船舟を置くための占有を、「一般占有」とは特別占有以外の占有をいう。

- 8 占有期間が1月に満たない場合における漁港施設用地及び道路の占有料の額は、金額の欄に定める金額に、当該占有期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

別表第2（第11条関係）

区分		単位	金額
総トン数20トンを超える船舶を係留する場合		24時間総トン数1トン	12円81銭
		超過12時間総トン数1トン	6円40銭
総トン数5トン以上20トン以下の船舶を係留する場合		24時間	254円
		超過12時間	127円
その他の船舟を係留する場合	その船舟の全長が12メートルを超えるもの	24時間1メートル	21円38銭
		超過12時間1メートル	10円69銭
	その船舟の全長が12メートル以下のもの	24時間	254円
		超過12時間	127円

備考

- 1 時間の計算については、単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。
- 2 総トン数又は長さ1トン未満又は1メートル未満の端数があるときは、その端数は1トン又は1メートルとして計算するものとする。
- 3 1件の使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額とする。

別表第3（第12条関係）

区分		単位	金額	
水域	電柱（本柱、支柱、支線柱、電気工作物等）又は係留のためのくい	第1種電柱又は係留のためのくい	1本1年 1,700円	
		第2種電柱	2,700円	
		第3種電柱	3,700円	
	管類（ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの）	外径40センチメートル未満のもの	1メートル1年	320円
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		810円
		外径1メートル以上もの		1,600円
	その他の物		1平方メートル1年	194円
公共空地	電柱（本柱、支柱、支線柱、	第1種電柱	1本1年 1,700円	

電気工作物等)	第2種電柱		2,700円
	第3種電柱		3,700円
標柱（自動車停留場の標柱等）			1,900円
管類（ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの）	外径40センチメートル未満のもの	1メートル1年	320円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		810円
	外径1メートル以上のもの		1,600円
広告物（添加広告物等）		表示面積1平方メートル1年	5,300円
仮設物（工事用板囲い、足場等）		1平方メートル1月	530円
漁船を除く船舟			201円
その他の物			19円

#### 備考

- 1 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、その期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 2 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 3 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 4 1件の占用料の額が100円未満の場合は100円とし、その額が100円を超える場合においてその額に10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。
- 5 「第1種電柱」とは電柱のうち3条以下の電線を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 6 占用期間が1月に満たない場合における水域及び公共空地の占用料の額は、金額の欄に定める金額に、当該占用期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

議案第 2 号

高石市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例制定について

高石市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を裏面のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 1 日 提出  
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 生産緑地法第 3 条第 2 項の規定により、本市の生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 高石市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定により条例で定める本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上であることとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

高石市道路の構造の技術的基準を定める条例の全部改正について

高石市道路の構造の技術的基準を定める条例の全部を裏面のとおり改正する。

令和2年2月21日提出  
高石市長 阪口伸六

提案理由 道路構造令の改正により自転車通行帯に関する規定が新たに設けられたこと等に伴う所要の改正、及び同様に政令を参酌している基準について整理を行うため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 高石市道路の構造の技術的基準等を定める条例

高石市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年高石市条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項及び第45条第3項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項の規定に基づき、市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法並びに移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定めるものとする。

2 前項の市道の構造は、自動車交通量及び沿道の土地利用状況を踏まえ、歩行者及び自転車の安全かつ快適な通行が図られるものとする。

（市道の構造の技術的基準）

第2条 法第30条第3項の規定による条例で定める基準は、道路構造令（昭和45年政令第320号）で定める基準をもって、その基準とする。

（道路標識の寸法）

第3条 法第45条第3項の規定による条例で定める道路標識の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）に定めるとおりとする。

（移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準）

第4条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の条例で定める基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）で定める基準をもって、その基準とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の市道については、この条例による改正後の高石市道路の構造の技術的基準等を定める条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（高石市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の廃止）

3 高石市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例（平成25年高石市条例第6号）は、廃止する。

議案第4号

高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和2年2月21日提出  
高石市長 阪口伸六

提案理由 国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定基準額を改正するため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高石市国民健康保険条例（昭和36年高石町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第19条第1項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高石市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

高石市国民健康保険条例新旧対照表

新	旧
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。)は、<u>610,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2～4 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。)は、<u>580,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>280,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>510,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2～4 略</p>

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高石市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第5号

高石市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

高石市印鑑条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和2年2月21日提出  
高石市長 阪口伸六

提案理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことを受け、本市の印鑑の登録資格を改正するため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 高石市印鑑条例の一部を改正する条例

高石市印鑑条例（平成2年高石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 高石市印鑑条例新旧対照表

新	旧
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p>

議案第6号

令和元年度高石市一般会計補正予算

## 令和元年度高石市一般会計補正予算

令和元年度の高石市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 372,765 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,736,486 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により繰越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

### （地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年2月21日提出  
高石市長 阪口伸六

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		4,567,848	138,822	4,706,670
	1. 国庫負担金	3,664,803	36,801	3,701,604
	2. 国庫補助金	868,813	102,021	970,834
15. 府支出金		1,942,104	24,863	1,966,967
	1. 府負担金	1,189,663	22,257	1,211,920
	2. 府補助金	497,323	2,606	499,929
17. 寄附金		26,610	1,000	27,610
	1. 寄附金	26,610	1,000	27,610
18. 繰入金		1,206,543	51,880	1,258,423
	2. 基金繰入金	1,191,106	51,880	1,242,986
21. 市債		3,462,818	156,200	3,619,018
	1. 市債	3,462,818	156,200	3,619,018
歳入	合計	26,363,721	372,765	26,736,486

# 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,821,436	80,423	1,901,859
	1. 総務管理費	1,325,834	78,160	1,403,994
	3. 戸籍住民基本台帳費	134,909	2,263	137,172
3. 民生費		10,556,371	79,746	10,636,117
	1. 社会福祉費	4,464,277	79,746	4,544,023
4. 衛生費		1,870,493	△57,292	1,813,201
	2. 清掃費	710,096	△57,292	652,804
8. 土木費		3,743,744	86,047	3,829,791
	5. 都市計画費	3,192,586	86,047	3,278,633
9. 消防費		764,012	4,020	768,032
	1. 消防費	764,012	4,020	768,032
10. 教育費		2,203,419	179,821	2,383,240
	2. 小学校費	655,835	124,572	780,407
	3. 中学校費	346,309	53,388	399,697
	5. 社会教育費	579,220	1,861	581,081
歳 出	合 計	26,363,721	372,765	26,736,486

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
衛生費	清掃費	受動喫煙等対策事業	6,237
土木費	都市計画費	南海中央線整備事業	170,973
		蓮池公園整備事業	88,173
教育費	小学校費	学校ICT環境整備事業	124,572
	中学校費	学校ICT環境整備事業	53,388

### 第 3 表 地方債補正

#### 1. 地方債の変更

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額 千円	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
非常用発電機改修事業	12,900	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)年賦又は半年賦元利均等償還、年賦又は半年賦元金均等償還。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができるものとする。	5,800	普通貸借 又は 証券発行	年7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)年賦又は半年賦元利均等償還、年賦又は半年賦元金均等償還。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができるものとする。
街路整備事業	553,900					591,800				
連続立体交差事業	494,900					502,200				
学校教育施設等整備事業	220,800					338,900				

### 歳入歳出補正予算事項別明細書

#### 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	4,567,848	138,822	4,706,670
15. 府支出金	1,942,104	24,863	1,966,967
17. 寄附金	26,610	1,000	27,610
18. 繰入金	1,206,543	51,880	1,258,423
21. 市債	3,462,818	156,200	3,619,018
歳入合計	26,363,721	372,765	26,736,486

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1,821,436	80,423	1,901,859	2,263	0	△7,100	0	85,260
3. 民生費	10,556,371	79,746	10,636,117	36,801	22,257	0	1,000	19,688
4. 衛生費	1,870,493	△57,292	1,813,201	0	0	0	0	△57,292
8. 土木費	3,743,744	86,047	3,829,791	40,000	△1,414	45,200	0	2,261
9. 消防費	764,012	4,020	768,032	0	4,020	0	0	0
10. 教育費	2,203,419	179,821	2,383,240	59,758	0	118,100	0	1,963
歳 出 合 計	26,363,721	372,765	26,736,486	138,822	24,863	156,200	1,000	51,880

## 2 歳 入

## (款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費国庫負担金	3,656,598	36,801	3,693,399	1. 社会福祉費負担金	36,801	障害者自立支援給付事業負担金 34,500 国民健康保険基盤安定負担金(保険者支援分) 2,301
計	3,664,803	36,801	3,701,604			

## (款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	19,653	2,263	21,916	1. 総務管理費補助金	2,263	個人番号カード交付事業費補助金 2,263
4. 土木費国庫補助金	269,298	40,000	309,298	1. 都市計画費補助金	40,000	社会資本整備総合交付金(街路整備関連) 40,000
5. 教育費国庫補助金	81,262	59,758	141,020	1. 小中学校費補助金	59,758	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 59,758
計	868,813	102,021	970,834			

## (款) 15. 府支出金 (項) 1. 府負担金

2. 民生費府負担金	1,185,355	22,257	1,207,612	1. 社会福祉費負担金	22,257	障害者自立支援給付事業負担金 17,250 国民健康保険基盤安定負担金(保険料軽減分) 3,857 国民健康保険基盤安定負担金(保険者支援分) 1,150
計	1,189,663	22,257	1,211,920			

## (款) 15. 府支出金 (項) 2. 府補助金

5. 商工費府補助金	81,236	2,606	83,842	1. 商工費補助金	2,606	石油貯蔵施設立地対策等交付金 2,606
計	497,323	2,606	499,929			

## (款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 指定寄附金	26,610	1,000	27,610	1. 指定寄附金	1,000	福祉基金指定寄附金 1,000
計	26,610	1,000	27,610			

## (款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

8. 財政調整基金繰入金	878,407	51,880	930,287	1. 財政調整基金繰入金	51,880	財政調整基金繰入金 51,880
計	1,191,106	51,880	1,242,986			

## (款) 21. 市債 (項) 1. 市債

1. 総務債	7,100	△7,100	0	1. 総務管理債	△7,100	非常用発電機改修事業債 △7,100
3. 土木債	1,365,600	45,200	1,410,800	2. 都市計画債	45,200	南海中央線新設事業債 37,900 連続立体交差事業債 7,300
9. 教育債	267,500	118,100	385,600	1. 小学校債	82,700	学校ICT事業債 82,700
				2. 中学校債	35,400	学校ICT事業債 35,400
計	3,462,818	156,200	3,619,018			

### 3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	740,053	84,700	824,753					84,700	3. 職員手当等	84,700	一般管理費 84,700 3 職員手当等 84,700 退職手当 84,700
9. 財産管理費	131,540	△8,272	123,268			△7,100		△1,172	13. 委託料	△8,272	庁舎管理費 △8,272 13 委託料 △8,272 非常用発電機設計委託料 △8,272
16. 諸費	87,449	1,732	89,181					1,732	23. 償還金利子及び割引料	1,732	諸費 1,732 23 償還金利子及び割引料 1,732 府支出金超過交付額返還金 1,732
計	1,325,834	78,160	1,403,994			△7,100		85,260			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	134,909	2,263	137,172	2,263					19. 負担金補助及び交付金	2,263	住民基本台帳費 2,263 19 負担金補助及び交付金 2,263 個人番号カード交付事業負担金 2,263
計	134,909	2,263	137,172	2,263							

## (款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明				
				特定財源				一般財源	区分		金額			
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他							
1. 社会福祉総務費	2,438,338	10,746	2,449,084	2,301	5,007		1,000	2,438	25. 積立金	1,000	社会福祉総務費	1,000		
									28. 繰出金	9,746	25 積立金	1,000		
											福祉基金積立金	1,000		
											国民健康保険費	9,746		
		28 繰出金	9,746	国民健康保険基盤安定負担金(保険料軽減分)	5,143	国民健康保険基盤安定負担金(保険者支援分)	4,603							
2. 障害者福祉費	1,731,773	69,000	1,800,773	34,500	17,250			17,250	20. 扶助費	69,000	障害者福祉措置費	69,000		
											20 扶助費	69,000		
											自立支援給付費	69,000		
計	4,464,277	79,746	4,544,023	36,801	22,257		1,000	19,688						

## (款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

(単位：千円)

1. 清掃総務費	310,221	△40,836	269,385					△40,836	19. 負担金補助及び交付金	△40,836	清掃総務費	△40,836
											19 負担金補助及び交付金	△40,836
											泉北環境整備施設組合分担金	△40,836
4. 環境美化推進費	28,391	△16,456	11,935					△16,456	15. 工事請負費	△16,456	環境美化推進費	△16,456
											15 工事請負費	△16,456
											屋外喫煙場所設置工事費	△16,456
計	710,096	△57,292	652,804					△57,292				

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
3. 道路新設改良費	195,885	0	195,885		△1,414			1,414		道路新設改良費 (財源組替)	
計	303,112	0	303,112		△1,414			1,414			

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

2. 街路事業費	831,326	77,947	909,273	40,000		37,900		47	17. 公有財産購入費	74,640	街路整備事業費 77,947
									22. 補償・補填及び賠償金	3,307	17 公有財産購入費 74,640 南海中央線用地買収費 74,640 22 補償・補填及び賠償金 3,307 南海中央線物件移転等補償費 3,307
6. 市街地整備費	1,127,816	8,100	1,135,916			7,300		800	19. 負担金補助及び交付金	8,100	連続立体交差事業推進費 8,100 19 負担金補助及び交付金 8,100 南海本線等連続立体交差事業負担金 8,100
計	3,192,586	86,047	3,278,633	40,000		45,200		847			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

4. 災害対策費	73,885	4,020	77,905			4,020			25. 積立金	4,020	災害対策費 4,020 25 積立金 4,020 石油貯蔵施設立地対策等基金積立金 4,020
計	764,012	4,020	768,032			4,020					

## (款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	605,055	124,572	729,627	41,831		82,700		41	13. 委託料	124,572	学校管理費 124,572 13 委託料 124,572 学校 I C T 環境整備委託料 124,572
計	655,835	124,572	780,407	41,831		82,700		41			

## (款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

(単位：千円)

1. 学校管理費	297,000	53,388	350,388	17,927		35,400		61	13. 委託料	53,388	学校管理費 53,388 13 委託料 53,388 学校 I C T 環境整備委託料 53,388
計	346,309	53,388	399,697	17,927		35,400		61			

## (款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

5. 市民文化会館費	239,976	1,861	241,837					1,861	13. 委託料	1,861	市民文化会館費 1,861 13 委託料 1,861 大ホールホワイエ垂れ壁デザイン及び製作業務委託料 1,861
計	579,220	1,861	581,081					1,861			

[I] 給 与 費 明 細 書

1.特別職

区 分		職員数	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当	地域手当	その他手当				計
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正後	長 等	5	-	36,840	17,984	4,053	24,362	83,239	9,925	93,164	
	議 員	16	100,920	-	43,901	-	-	144,821	37,049	181,870	
	その他	575	218,884	-	-	-	-	218,884	-	218,884	
	計	596	319,804	36,840	61,885	4,053	24,362	446,944	46,974	493,918	
補正前	長 等	5	-	36,840	17,984	4,053	21,098	79,975	9,925	89,900	
	議 員	16	100,920	-	43,901	-	-	144,821	37,049	181,870	
	その他	575	218,884	-	-	-	-	218,884	-	218,884	
	計	596	319,804	36,840	61,885	4,053	21,098	443,680	46,974	490,654	
比 較	長 等	0	-	0	0	0	3,264	3,264	0	3,264	
	議 員	0	0	-	0	-	-	0	0	0	
	その他	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
	計	0	0	0	0	0	3,264	3,264	0	3,264	

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (24) 311	千円 -	千円 1,219,779	千円 1,044,658	千円 2,264,437	千円 455,608	千円 2,720,045	
補正前	(24) 311	-	1,219,779	963,222	2,183,001	455,608	2,638,609	
比較	(0) 0	-	0	81,436	81,436	0	81,436	

( )内は再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区分	退職手当
		千円
	補正後	170,142
	補正前	88,706
	比較	81,436

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当	千円 81,436	千円 その他の増減分 81,436	異動等に伴う増	退職手当 81,436 千円

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与

区 分	一 般 職	
令和2年1月1日現在	平均給料月額	317,212 円
	平均給与月額	395,506 円
	平均年齢	43.5 歳
令和元年10月1日現在	平均給料月額	312,288 円
	平均給与月額	403,191 円
	平均年齢	43.2 歳

[II] 地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	17,304,135	17,575,298	1,867,584	2,151,351	17,291,531
(1) 総務	9,500	7,525	0	2,415	5,110
(3) 義務教育	847,318	794,812	349,784	69,510	1,075,086
(6) 都市計画	11,360,073	12,283,304	1,345,300	1,332,428	12,296,176
合 計	36,656,845	36,827,226	3,619,018	4,141,769	36,304,475

議案第7号

令和元年度高石市国民健康保険特別会計補正予算

## 令和元年度高石市国民健康保険特別会計補正予算

令和元年度の高石市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月21日提出

高石市長 阪口伸六

## 第1表 歳入予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料		1,194,343	△9,746	1,184,597
	1. 国民健康保険料	1,194,343	△9,746	1,184,597
5. 繰入金		637,082	9,746	646,828
	1. 他会計繰入金	637,082	9,746	646,828
歳入	合 計	7,000,288	0	7,000,288

### 歳入補正予算事項別明細書

#### 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	1,194,343	△9,746	1,184,597
5. 繰入金	637,082	9,746	646,828
歳入合計	7,000,288	0	7,000,288

## 2 歳 入

(款) 1. 国民健康保険料 (項) 1. 国民健康保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般被保険者国民健康保険料	1,191,976	△9,746	1,182,230	1. 医療給付費分現年分	△8,161	医療給付費分現年分 △8,161
				2. 後期高齢者支援金分現年分	△119	後期高齢者支援金分現年分 △119
				3. 介護納付金分現年分	△1,466	介護納付金分現年分 △1,466
計	1,194,343	△9,746	1,184,597			

(款) 5. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	637,082	9,746	646,828	1. 保険基盤安定繰入金	9,746	保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分) 5,143 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 4,603
計	637,082	9,746	646,828			

## 議案第8号

令和元年度高石市公共下水道事業特別会計補正予算

## 令和元年度高石市公共下水道事業特別会計補正予算

令和元年度の高石市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により繰越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和2年2月21日提出  
高石市長 阪口伸六

第 1 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
下水道建設費	公共下水道建設費	羽衣ポンプ場耐震・津波対策工事委託事業	80,000

議案第16号

高石市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を高石市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和2年2月21日提出  
高石市長 阪口伸六

記

氏名	田村周治
住所	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
生年月日	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

提案理由 本市固定資産評価審査委員会委員のうち田村周治氏の任期満了（令和2年3月31日）に伴い、その後任を選任するにつき、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものである。

## 議案第17号

### 財産の処分について

次のとおり土地を処分する。

令和2年2月21日提出  
高石市長 阪口伸六

#### 記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1. 所在地    | ①高石市高砂3丁目2番3 (予定地番)<br>②高石市高砂3丁目84番2 (予定地番)  |
| 2. 地目     | ①公衆用道路 (予定地目: 宅地)<br>②雑種地  |
| 3. 面積     | ① 7, 862. 67 m <sup>2</sup><br>② 3, 057. 97 m <sup>2</sup><br>計 10, 920. 64 m <sup>2</sup> |
| 4. 売却予定金額 | 418, 260, 512円   |
| 5. 売却の相手方 | 大阪府中央区平野町4丁目1番2号<br>大阪瓦斯株式会社   |

提案理由 上記土地を処分するにつき、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第18号

市道路線の認定について

裏面の路線を市道として認定する。

令和2年2月21日提出  
高石市長 阪口伸六

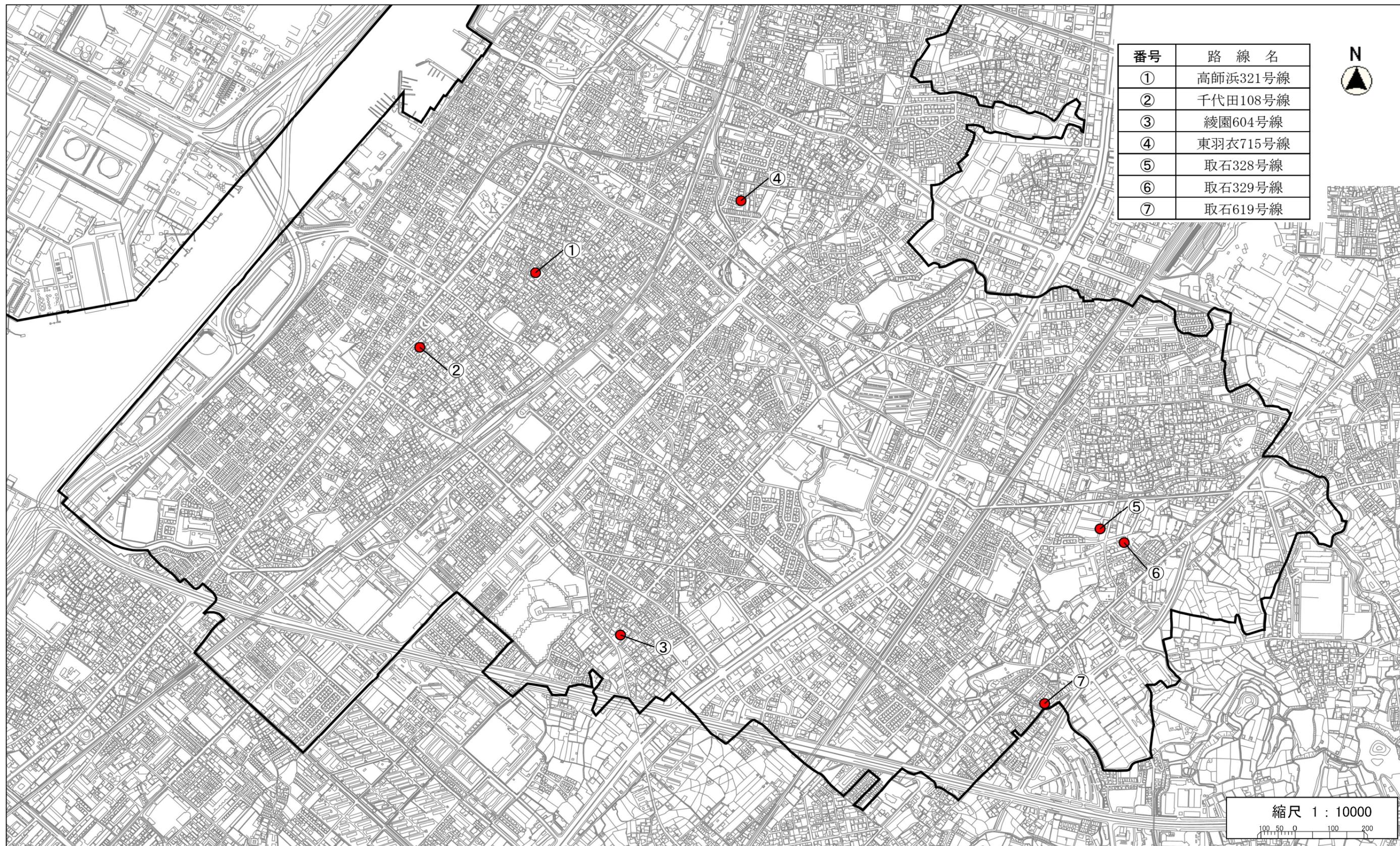
提案理由 裏面の路線を市道として認定するにつき、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

市道路線の認定箇所

市道路線の認定

番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)		延長 (m)
				最大	最小	
1	高師浜 321 号線	高師浜 3 丁目 466 番 14 地先	高師浜 3 丁目 466 番 6 地先	4.70	4.70	30.76
2	千代田 108 号線	千代田 1 丁目 818 番 26 地先	千代田 1 丁目 831 番 5 地先	4.70	4.10	55.65
3	綾園 604 号線	綾園 6 丁目 184 番 7 地先	綾園 6 丁目 184 番 14 地先	5.70	5.70	53.42
4	東羽衣 715 号線	東羽衣 7 丁目 15 番 10 地先	東羽衣 7 丁目 15 番 5 地先	4.70	4.70	46.13
5	取石 328 号線	取石 3 丁目 54 番 1 地先	取石 3 丁目 58 番 41 地先	6.70	6.70	73.30
6	取石 329 号線	取石 3 丁目 272 番 2 地先	取石 3 丁目 273 番地先	4.70	4.70	31.67
7	取石 619 号線	取石 6 丁目 1 番 6 地先	取石 6 丁目 1 番 4 地先	4.70	4.70	12.65

# 認定箇所見取図



# 認定箇所図



縮尺 1/1,500

① 高師浜321号線

① 高師浜321号線

高師浜三丁目

市立体育館

公園

高石小学校



# 認定箇所図



縮尺 1/1,500

② 千代田108号線

千代田  
二丁目

高石郵便局

公園

千代田公民館

② 千代田108号線

千代田  
一丁目

大師堂

千代田一

念通寺



# 認定箇所図



縮尺 1/1,500

③ 綾園604号線



綾園六丁目

大園自治会館

③ 綾園604号線

善称寺

泉大津市

綾園六丁目

# 認定箇所図



縮尺 1/1,500

④ 東羽衣 7 1 5 号線

南海工事事務所

公園

(河川工事中)

東羽衣七丁目

東羽衣郵便局

④ 東羽衣715号線

東羽衣保育所

東羽衣七丁目

浜寺病院

万成橋

高富橋

公園



# 認定箇所図

⑤ 取石328号線

縮尺 1/1,500



# 認定箇所図

⑥ 取石329号線

縮尺 1/1,500



# 認定箇所図



縮尺 1/1,500

⑦ 取石619号線



⑦ 取石619号線

取石六丁目 (駐)

西橋

舞町

和泉北信太住宅

取石

(駐) 證明寺

公園

鳳工業

西光寺

公園

報告第1号

令和2年度高石市土地開発公社事業計画、会計予算及び資金計画の報告について

令和2年度高石市土地開発公社事業計画、会計予算及び資金計画の報告について別紙のとおり報告する。

令和2年2月21日提出  
高石市長 阪口伸六

提案理由 地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第173条第1項の規定により報告するものである。

令和2年度高石市土地開発公社事業計画・会計予算・資金計画

## 目 次

1.	事業計画、会計予算及び資金計画の提出について	1
2.	令和2年度事業計画	2
3.	令和2年度会計予算	3
4.	令和2年度資金計画	4
5.	会計予算説明書	5
6.	令和元年度予定損益計算書	8
7.	令和元年度予定貸借対照表	9
8.	令和2年度予定貸借対照表	10

令和2年度高石市土地開発公社事業計画、会計予算及び資金計画について

令和2年度高石市土地開発公社事業計画、会計予算及び資金計画について、  
別添のとおり提出いたします。

令和2年1月31日提出

高石市土地開発公社  
理事長 辻田 智

令和2年度高石市土地開発公社事業計画

1. 処 分

事業名	売却予定価格(千円)	面積(m <sup>2</sup> )
南海中央線用地	1,513,284	2,510.76
合 計	1,513,284	2,510.76

令和2年度高石市土地開発公社会計予算

(総則)

第1条 令和2年度高石市土地開発公社会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 事業収益		1,513,284
	1. 公有地取得事業収益	1,513,284
2. 事業外収益		4,798
	1. 受取利息	1
	2. 雑収益	4,797
収入合計		1,518,082

支出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 事業原価		1,508,101
	1. 公有地取得事業原価	1,508,101
2. 販売費及び一般管理費		1,216
	1. 販売費及び一般管理費	1,216
3. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
支出合計		1,510,317

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額

1,351,393千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

支出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 資本的支出		1,351,393
	1. 公有地取得事業費	5,363
	2. 借入金償還金	1,346,030
支出合計		1,351,393

(借入金)

第4条 借入金の限度額は、1,351,393千円と定める。

令和2年度高石市土地開発公社資金計画

区 分	当年度予定額 (千円)
受 入 資 金	1,524,212
1. 事業収益	1,513,284
2. 事業外収益	4,798
3. 前年度繰越金	6,130
支 払 資 金	1,353,609
1. 公有地取得事業費	5,363
2. 借入金償還金	1,346,030
3. 販売費及び一般管理費	1,216
4. 予備費	1,000
差 引	170,603

## 会計予算説明書

### 収益的収入及び支出

#### 収入

(単位：千円)

款・項	目	本年度 予定額	前年度 予定額	比較	節		説明
					区分	金額	
1. 事業収益		1,513,284	450,000	1,063,284			
1. 公有地取得 事業収益		1,513,284	450,000	1,063,284			
	1. 公有用地 売却収益	1,513,284	450,000	1,063,284	1. 公有用地 売却収益	1,513,284	公有用地売 却収益
2. 事業外収益		4,798	7,002	△ 2,204			
1. 受取利息		1	1	0			
	1. 受取利息	1	1	0	1. 基本財産 利息収入	1	定期預金利 息
2. 雑収益		4,797	7,001	△ 2,204			
	1. 雑収益	4,797	7,001	△ 2,204	1. 土地貸付 収入	4,796	保有地賃貸 料
					2. その他雑 収入	1	その他の収 入

## 支出

(単位：千円)

款・項	目	本年度 予定額	前年度 予定額	比較	節		説明
					区分	金額	
1. 事業原価		1,508,101	448,676	1,059,425			
1. 公有地取得 事業原価		1,508,101	448,676	1,059,425			
	1. 公有用地 売却原価	1,508,101	448,676	1,059,425			
					1. 公有用地 売却原価	1,508,101	公有用地売 却原価
2. 販売費及び 一般管理費		1,216	1,595	△ 379			
1. 販売費及び 一般管理費		1,216	1,595	△ 379			
	1. 人件費	9	9	0			
					1. 報酬	9	監事報酬
	2. 経費	1,207	1,586	△ 379			
					1. 旅費	5	役員及び職 員出張旅費
					2. 需用費	50	消耗品等
					3. 委託料	132	システムメン テナンス委託料
					4. 負担金補助 及び交付金	50	下水道受益 者負担金等
					5. 公租公課	970	固定資産税 等
3. 予備費		1,000	1,000	0			
1. 予備費		1,000	1,000	0			
	1. 予備費	1,000	1,000	0			
					1. 予備費	1,000	予備費

資本的支出

支出

(単位：千円)

款・項	目	本年度 予定額	前年度 予定額	比較	節		説明
					区分	金額	
1. 資本的支出		1,351,393	459,413	891,980			
1. 公有地取得 事業費		5,363	6,413	△ 1,050			
	1. 公有用地 取得事業費	5,363	6,413	△ 1,050			
					1. 支払利息	5,363	金融機関へ の支払利息
2. 借入金償還 金		1,346,030	453,000	893,030			
	1. 借入金償 還金	1,346,030	453,000	893,030			
					1. 借入金償 還金	1,346,030	金融機関等 への償還金

令和元年度高石市土地開発公社 予定損益計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位：千円)

1. 事業収益

(1) 公有地取得事業収益	<u>449,980</u>	449,980
---------------	----------------	---------

2. 事業原価

(1) 公有地取得事業原価	<u>448,402</u>	<u>448,402</u>
事業総利益		1,578

3. 販売費及び一般管理費

(1) 人件費	9	
(2) 経費	<u>1,402</u>	<u>1,411</u>

事業利益		167
------	--	-----

4. 事業外収益

(1) 受取利息	1	
(2) 雑収益	<u>5,434</u>	<u>5,435</u>

経常利益		<u>5,602</u>
------	--	--------------

当期利益		<u><u>5,602</u></u>
------	--	---------------------

令和元年度高石市土地開発公社 予定貸借対照表  
(令和2年3月31日現在)

(単位 : 千円)

資 産 の 部

1. 流動資産		
(1) 現金及び預金	6,130	
(2) 公有用地	1,502,738	
流動資産合計		<u>1,508,868</u>
2. 固定資産		
(1) 投資その他の資産		
(ア) 定期預金	5,000	
投資その他の資産合計		<u>5,000</u>
固定資産合計		<u>5,000</u>
資産合計		<u><u>1,513,868</u></u>

負 債 の 部

1. 固定負債		
(1) 長期借入金	1,346,030	
固定負債合計		<u>1,346,030</u>
負債合計		<u>1,346,030</u>

資 本 の 部

1. 資本金		
(1) 基本財産	5,000	
資本金合計		<u>5,000</u>
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	157,236	
(2) 当期利益	5,602	
準備金合計		<u>162,838</u>
資本合計		<u>167,838</u>
負債資本合計		<u><u>1,513,868</u></u>

令和2年度高石市土地開発公社 予定貸借対照表  
(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		
1. 流動資産		
(1) 現金及び預金	170,603	
(2) 公有用地	<u>0</u>	
流動資産合計		<u>170,603</u>
2. 固定資産		
(1) 投資その他の資産		
(ア) 定期預金	<u>5,000</u>	
投資その他の資産合計		<u>5,000</u>
固定資産合計		<u>5,000</u>
資産合計		<u><u>175,603</u></u>
負 債 の 部		
1. 固定負債		
(1) 長期借入金	<u>0</u>	
固定負債合計		<u>0</u>
負債合計		<u>0</u>
資 本 の 部		
1. 資本金		
(1) 基本財産	<u>5,000</u>	
資本金合計		<u>5,000</u>
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	162,838	
(2) 当期利益	<u>7,765</u>	
準備金合計		<u>170,603</u>
資本合計		<u>175,603</u>
負債資本合計		<u><u>175,603</u></u>

報告第2号

令和2年度一般財団法人高石市保健医療センターの事業計画及び予算の報告について

令和2年度一般財団法人高石市保健医療センターの事業計画及び予算の報告について別紙のとおり報告する。

令和2年2月21日提出  
高石市長 阪口伸六

提案理由 地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第173条第1項の規定により報告するものである。

令和2年度一般財団法人高石市保健医療センター  
事業計画書

一般財団法人 高石市保健医療センター

# 一般財団法人高石市保健医療センター事業計画

## I. 事業計画の内容

1. 老人保健施設事業
1. 診療センター事業
1. 母子健康センター事業
1. 在宅介護支援センター事業
1. 病児保育事業
1. 訪問看護事業
1. 居宅介護支援事業
1. 訪問介護事業

## II. 重点課題

### 1. 収支改善

平成27年4月の介護報酬のマイナス改定以降、老人保健施設の収入が大幅な減少となり、平成27年度から平成29年度は3期連続での赤字決算となった。そのような中、平成30年7月、全事業において収支改善計画を策定し、診療センター事業の整理縮小や人件費の削減、各事業における利用者の増大など安定した収入確保、経常経費の見直しなどを全力で取り組んだ結果、平成30年度は黒字決算となった。

しかしながら、各事業間の連携や徹底した経費削減を実施し、収支改善に努めているものの依然として経営環境は厳しく、老人保健施設は開設以来21年が経過し、また診療センターも17年が経過する中、機器、設備等の老朽化が進み、修繕費用や更新費用などの増加が予想される。令和2年度においても黒字決算を計上すべくさらなる安定した収入の確保、経費の削減や事業の見直しを実施し、当センターの財務体質の改善を実行するものである。

### 2. 事業への取り組み

高石市第7期介護保険事業計画（平成30年～32年）に沿って、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように一人暮らしの高齢者や認知症高齢者など支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を進めるため、医療と介護の連携、在宅療養支援と並行して介護サービスの提供を行っていくことで在宅ケアの体制を市・地域包括支援センター・医療機関・介護施設とも連携して構築していく。

また、平成28年11月から高石市病児保育室の運営を受託し、高石市の子育て環境の充実に努めている。さらに平成29年4月から高石市産前産後サポート事業及び産後ケア事業を、令和元年8月から妊産婦等支援業務を受託し、出産から子育てまで切れ目のない支援を行っている。

診療センター事業においては、今後の役割、在り方等について高石市と協議しながら、地域医療の貢献に努める。

### 3. 災害対策

平成26年度に高石市保健医療センター災害対応マニュアル及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災規程を作成したが、近年の自然災害も想定し、令和2年度においても高石市地震津波総合避難訓練への参加、消防訓練、災害時必要物品の確保等を行い、災害時における当センターの利用者の安心・安全の確保対策を高石市と連携して講じていくものとする。

## 老人保健施設事業

### 1. 高石市立老人保健施設運営事業

高石市立老人保健施設は、長期入所の施設サービス及び短期入所療養介護並びに通所リハビリテーションの居宅サービス等を行います。

#### (1) 施設サービス（長期入所）

利用者のケアプランに基づき、日常生活全般の看護・介護やリハビリテーション、その他必要な医療等を行い、機能の向上を図りながら在宅復帰に向けて支援します。

また、リハビリ専門職による短期集中リハビリを実施します。さらに季節に応じたレクリエーション（花見、夏祭り等）を取り入れることによって、施設生活の充実を図ります。

#### (2) 短期入所療養介護（ショートステイ）

居宅で介護を受けている要介護者や要支援者を、一時的に介護ができない時や、家族の介護負担の軽減を図るため、居宅サービス計画に基づく期間の入所利用により居宅生活を支援します。また、リハビリ専門職による個別リハビリを実施します。

#### (3) 通所リハビリテーション（デイケア）

要介護者や要支援者が自立した日常生活を営むことができるようケアプランに基づき、必要なりハビリテーション、入浴、食事、レクリエーション等を提供するとともに、心身の機能の維持回復を図り、居宅生活が維持できるように支援します。

なお、利用者のニーズに沿った利用ができるよう短時間の利用も実施します。

また、リハビリ専門職による個別リハビリを実施します。

### 2. 市民に対する在宅ケア知識の啓発普及に関する事業

#### (1) ボランティア活動の支援

#### (2) 介護に関するケア知識の啓発活動

#### (3) 認知症・寝たきり予防等に関する介護相談

#### (4) 実習生の受入れ

#### (5) 地域の保健、医療、福祉関係機関等との連携

### 3. 高石市立診療センターとの連携及び支援

高石市立診療センターでの短期入所療養介護事業等と連携をはかり、利用者のニーズに沿った利用ができるよう支援し、円滑に運営できるように連携強化を図ります。

## 診療センター事業

### 1. 高石市立診療センター運営事業

高石市立診療センターは、地域医療の向上を図るため医療機関と連携を密にしながら、市民の健康保持に必要な医療を提供します。また、疾病の予防、早期発見、早期治療により市民の健康増進に寄与する役割を担います。

(1) 休日を含む診療並びに薬剤及び治療材料の処方に関する事業を実施します。

(平日診療) 診療日 月曜日～金曜日  
診療科目 内科、小児科

(休日診療) 診療日 休日(日、祝日)、年末年始  
診療科目 内科、小児科

(2) 健康診断及び健康相談に関する事業

就職、進学用の健康診断、事業所定期健診、その他各種健康診断を実施します。

(3) 特定健診、検診に関する事業

特定健診、大腸がん検診等を実施します。

(4) 予防接種に関する事業

インフルエンザ、ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、日本脳炎、MR、麻疹、風疹、水痘、おたふく、成人用肺炎球菌、ロタリックス、ロタテック、B型肝炎、4種混合等の各ワクチンの予防接種を実施します。

高石市立母子健康センターの出生児に対する予防接種の連携に努めます。

(5) 保健衛生知識の啓発普及等に関する事業

(6) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護事業を実施します。

### 2. 経営改善への取り組み

高石市立診療センターの経営診断報告書に基づき高石市と連携、協議しながら、診療体制や病床の見直し、今後の役割、在り方等について検討します。

## 母子健康センター事業

### 1. 高石市立母子健康センター運営事業

母子保健に関する各種相談及び保健指導並びに助産に関する事業を実施します。

(1) 助産

自然な分娩で出産される方に安心して出産していただける体制を図ります。

(2) 妊産婦及び乳幼児の健康指導

(3) 各種妊婦健康教室

(4) その他母子健康対策上必要な業務

産前産後サポート事業、産後ケア事業、不妊・不育に関する相談事業、妊産婦等支援業務等を実施します。

## 在宅介護支援センター事業

### 1. 高石市立在宅介護支援センター運営事業

在宅介護に関する各種相談に対し、情報の提供、各種申請手続きの援助等、幅広い支援を行います。

(1) 各種公的保健福祉サービスの利用申請手続きを援助します。

(2) 保健福祉サービスに関する情報の提供及び各種サービスや各関係機関との連絡の調整を行います。

(3) 要支援者の介護ニーズの評価と処遇に関する諸資料の整備を行います。

(4) 介護機器の展示、紹介、選定及び具体的な使用方法並びに高齢者向け住宅に関する相談、助言を行います。

(5) 24時間無料で相談に応じます。

### 2. 地域包括支援センターへの協力事業

(1) 看護師、介護支援専門員、訪問介護員等の訪問、相談活動等を通じて要援護者のニーズを把握し、介護ニーズの評価と処遇について検討します。

(2) 介護保険法による給付対象者以外の者に対する介護予防、生活支援サービスの調整及び介護サービス機関の指導、支援等を行います。

(3) 各種の保健福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及び積極的な利用についての啓発を行います。

## 病児保育事業

### 1. 高石市病児保育室運営事業

保護者が就労している場合等において子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があり、こうした保育需要に対応するため、高石市立診療センター2階に設置された高石市病児保育室において病気の児童を一時的に保育します。

## 訪問看護事業

### 1. 事業内容

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するために、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、計画的な看護サービスを提供します。

#### (1) 訪問看護の具体的方針

- ①主治医との連携に努め、適切な看護技術をもって対応します。
- ②利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握と、利用者又はその家族への療養上必要な事項についての指導を行います。

#### (2) 緊急時における対応

- ①利用者に病状の急変等が生じた場合、臨時応急手当を行います。
- ②速やかに主治医への連絡を行い、指示を求め必要な措置を講じます。

#### (3) 居宅介護支援事業者等との連携

居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

### 2. サービス内容

(1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(2) 心身の機能の維持回復を目指し、医療的な手当てやリハビリテーション等を提供します。

## 居宅介護支援事業

### 1. 事業内容

要介護及び要支援者からの依頼に基づき、訪問調査等を実施し居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整、施設への紹介やその他便宜の提供をします。

### 2. 居宅サービス計画書の作成

- (1) 訪問調査等の結果に基づき課題分析（アセスメント）をします。
- (2) 居宅サービス計画原案を作成します。
- (3) 介護サービス担当者会議を開催します。
- (4) 居宅サービス計画、介護予防サービスを作成し利用者及びご家族、サービス提供機関へ説明し同意を頂きます。
- (5) 居宅サービス計画、介護予防サービス計画に基づくサービスを実施します。
- (6) サービス提供機関との連絡調整や情報交換を行い、サービス提供の実施状況を継続的に把握し評価します。
- (7) 利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じ計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整など便宜の提供をします。
- (8) 指定居宅サービス等の内容、利用料等について、情報提供及び説明を行い、利用者からの相談、苦情に対して迅速かつ適切に対応します。
- (9) 居宅介護サービス計画費又は介護給付に関する業務並びに諸記録を整備し、必要に応じて事業統計を作成します。

### 3. 要介護認定のための訪問調査の受託

市町村からの依頼に基づき、要介護認定審査のための訪問調査を行い、認定調査票を作成し市町村へ提出します。

### 4. 住宅改修理由書の作成

利用者の依頼により、住宅改修にかかる理由書を作成します。

## 訪問介護事業

### 1. 事業内容

介護保険法における居宅サービス計画及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス計画に沿った訪問介護サービスを提供します。また、障がい者総合支援法におけるサービス等利用計画に沿った障がい福祉サービス及び移動支援事業、相談支援事業を提供します。

#### (1) 居宅サービス（訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業）

居宅要介護者及び居宅要支援者の居宅において入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における介護その他居宅要介護者の日常生活の支援を行います。

#### (2) 障がい福祉サービス（ホームヘルプ）

訪問介護員等が障がい者（児）の居宅において日常生活支援を行います。

#### (3) 移動支援事業（ガイドヘルプ）

訪問介護員等を派遣し、障がい者（児）が円滑に外出できるよう移動支援サービスを行います。

#### (4) 相談支援事業

障がい者（児）の居宅を訪問し、面接を行い、障がい者（児）の選択に基づき、その置かれている環境に応じて、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。

#### (5) 訪問介護計画、障がいサービス等利用計画の作成

#### (6) 利用者からの相談・苦情処理に関する業務

#### (7) 介護保険適用外サービス（自由契約）の提供

### 2. サービス内容

#### (1) 身体介護に関すること

#### (2) 生活援助に関すること

#### (3) 相談、助言に関すること

#### (4) 外出時における移動の介護に関すること

令和2年度 一般財団法人高石市保健医療センター  
収支予算書

一般財団法人高石市保健医療センター

# 収支予算書(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

一般会計

(単位: 円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[ 106,000]	[ 106,000]	[ 0]
基本財産運用収入	( 106,000)	( 106,000)	( 0)
利息収入	106,000	106,000	0
特定資産運用収入	[ 2,000]	[ 2,000]	[ 0]
特定資産運用収入	( 2,000)	( 2,000)	( 0)
利息収入	2,000	2,000	0
事業収入	[ 978,816,000]	[ 990,307,000]	[ Δ 11,491,000]
介護老人保健施設事業収入	( 516,478,000)	( 518,243,000)	( Δ 1,765,000)
介護報酬等収入	443,310,000	445,185,000	Δ 1,875,000
特定入所者介護サービス収入	18,423,000	19,180,000	Δ 757,000
利用料収入	54,745,000	53,878,000	867,000
その他収入	( 54,601,000)	( 53,025,000)	( 1,576,000)
居住費収入	17,829,000	17,101,000	728,000
食費収入	35,882,000	35,072,000	810,000
その他収入	890,000	852,000	38,000
診療等事業収入	( 181,010,000)	( 178,020,000)	( 2,990,000)
診療収入	115,940,000	115,570,000	370,000
健康診断等収入	7,000,000	6,670,000	330,000
人間ドック特定健診収入	3,470,000	3,110,000	360,000
その他収入	54,600,000	52,670,000	1,930,000
助産等事業収入	( 57,851,000)	( 68,868,000)	( Δ 11,017,000)
助産等事業収入	56,971,000	67,848,000	Δ 10,877,000
その他収入	880,000	1,020,000	Δ 140,000
産後ケア事業収入	( 5,172,000)	( 2,188,000)	( 2,984,000)
産後ケア事業収入	5,172,000	2,188,000	2,984,000
訪問看護事業収入	( 32,656,000)	( 30,417,000)	( 2,239,000)
訪問看護事業収入	32,656,000	30,417,000	2,239,000
居宅介護支援事業収入	( 31,254,000)	( 31,101,000)	( 153,000)
居宅介護支援収入	30,164,000	29,628,000	536,000
訪問調査受託収入	990,000	1,245,000	Δ 255,000
原案作成受託収入	100,000	228,000	Δ 128,000
訪問介護事業収入	( 32,200,000)	( 31,000,000)	( 1,200,000)
訪問介護事業収入	32,200,000	31,000,000	1,200,000
居宅介護事業収入	( 18,500,000)	( 19,910,000)	( Δ 1,410,000)
居宅介護事業収入	18,500,000	19,910,000	Δ 1,410,000
介護予防・日常生活支援総合事業収入	( 13,400,000)	( 13,430,000)	( Δ 30,000)
介護予防・日常生活支援総合事業収入	13,400,000	13,430,000	Δ 30,000
利用料収入	( 10,770,000)	( 10,480,000)	( 290,000)
利用料収入	10,770,000	10,480,000	290,000
短期入所療養介護等事業収入	( 24,554,000)	( 33,265,000)	( Δ 8,711,000)
介護報酬等収入	17,105,000	23,365,000	Δ 6,260,000
特定入所者介護サービス収入	749,000	1,219,000	Δ 470,000
利用料収入	2,644,000	3,565,000	Δ 921,000
その他収入	4,056,000	5,116,000	Δ 1,060,000
病児保育事業収入	( 370,000)	( 360,000)	( 10,000)
病児保育事業収入	300,000	300,000	0
その他収入	70,000	60,000	10,000
補助金等収入	[ 52,518,000]	[ 49,052,000]	[ 3,466,000]
休日診療受託収入	( 27,945,000)	( 29,147,000)	( Δ 1,202,000)
休日診療受託収入	27,945,000	29,147,000	Δ 1,202,000
在宅介護支援受託収入	( 7,200,000)	( 7,200,000)	( 0)
在宅介護支援センター受託収入	7,200,000	7,200,000	0
民間助成金収入	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
民間助成金収入	1,000	1,000	0
助成金収入	( 325,000)	( 21,000)	( 304,000)
特定求職者雇用開発助成金収入	1,000	1,000	0
中退共掛金助成金収入	324,000	20,000	304,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
病児保育事業受託収入	( 11,337,000)	( 11,183,000)	( 154,000)
病児保育事業受託収入	11,337,000	11,183,000	154,000
産前産後サポート事業等受託収入	( 1,556,000)	( 1,500,000)	( 56,000)
産前産後サポート事業等受託収入	1,556,000	1,500,000	56,000
妊産婦等支援業務	( 4,154,000)	( 0)	( 4,154,000)
妊産婦等支援業務受託収入	4,154,000	0	4,154,000
寄付金収入	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
寄付金収入	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
寄付金収入	1,000	1,000	0
雑収入	[ 6,997,000]	[ 3,682,000]	[ 3,315,000]
雑収入	( 6,997,000)	( 3,682,000)	( 3,315,000)
利息収入	1,000	1,000	0
駐車場等収入	6,341,000	3,256,000	3,085,000
雑収入	656,000	425,000	230,000
他事業からの繰入金収入	[ 11,818,000]	[ 11,643,000]	[ 175,000]
他事業からの繰入金収入	( 11,818,000)	( 11,643,000)	( 175,000)
老人保健施設事業からの繰入金収入	10,000,000	10,000,000	0
母子健康センター事業からの繰入金収入	1,098,000	1,161,000	△ 63,000
訪問看護事業からの繰入金収入	119,000	72,000	47,000
居宅介護支援事業からの繰入金収入	298,000	271,000	27,000
訪問介護事業からの繰入金収入	303,000	139,000	164,000
事業活動収入計	1,050,258,000	1,054,793,000	△ 4,535,000
2. 事業活動支出			
事業費	[ 928,982,000]	[ 936,172,000]	[ △ 7,190,000]
給料手当	( 173,864,000)	( 177,443,000)	( △ 3,579,000)
給料	107,211,000	108,183,000	△ 972,000
諸手当	30,520,000	32,261,000	△ 1,741,000
賞与	36,133,000	36,999,000	△ 866,000
報酬手当	( 259,415,000)	( 259,883,000)	( △ 468,000)
報酬	190,821,000	187,310,000	3,511,000
諸手当	37,037,000	38,013,000	△ 976,000
賞与	31,557,000	34,560,000	△ 3,003,000
賃金手当	( 128,261,000)	( 126,583,000)	( 1,678,000)
賃金	105,998,000	104,458,000	1,540,000
諸手当	22,263,000	22,125,000	138,000
法定福利費	( 69,647,000)	( 70,983,000)	( △ 1,336,000)
社会保険料	65,458,000	66,537,000	△ 1,079,000
労働保険料	4,189,000	4,446,000	△ 257,000
旅費	( 323,000)	( 323,000)	( 0)
職員出張費	323,000	323,000	0
福利厚生費	( 9,653,000)	( 9,269,000)	( 384,000)
中退共掛金等	9,653,000	9,269,000	384,000
会議費	( 20,000)	( 25,000)	( △ 5,000)
会議費	20,000	25,000	△ 5,000
通信運搬費	( 2,408,000)	( 2,378,000)	( 30,000)
電話料金	1,910,000	1,915,000	△ 5,000
郵便料金	493,000	456,000	37,000
その他運搬費	5,000	7,000	△ 2,000
備品費	( 1,777,000)	( 1,242,000)	( 535,000)
消耗什器備品購入費	1,769,000	1,234,000	535,000
図書購入費	8,000	8,000	0
消耗品費	( 12,110,000)	( 12,388,000)	( △ 278,000)
消耗品費	12,110,000	12,388,000	△ 278,000
医薬材料費	( 56,131,000)	( 53,971,000)	( 2,160,000)
医薬費	47,015,000	45,015,000	2,000,000
材料費	9,116,000	8,956,000	160,000
修繕費	( 3,115,000)	( 7,184,000)	( △ 4,069,000)
施設改善費	2,000	2,000	0
修繕費	3,113,000	7,182,000	△ 4,069,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
印刷製本費	( 22,000)	( 37,000)	( △ 15,000)
印刷製本費	22,000	37,000	△ 15,000
燃料費	( 1,754,000)	( 1,720,000)	( △ 34,000)
燃料費	1,754,000	1,720,000	34,000
光熱水費	( 45,945,000)	( 49,885,000)	( △ 3,940,000)
電気料金	18,020,000	22,252,000	△ 4,232,000
ガス料金	15,277,000	14,108,000	1,169,000
水道料金	12,648,000	13,525,000	△ 877,000
使用料賃借料	( 11,452,000)	( 11,720,000)	( △ 268,000)
使用料	1,000	1,000	0
賃借料	11,451,000	11,719,000	△ 268,000
手数料	( 469,000)	( 593,000)	( △ 124,000)
手数料	469,000	593,000	△ 124,000
保険料	( 3,049,000)	( 3,616,000)	( △ 567,000)
保険料	3,049,000	3,616,000	△ 567,000
租税公課	( 9,574,000)	( 7,746,000)	( △ 1,828,000)
消費税	8,602,000	6,890,000	1,712,000
その他税	372,000	368,000	4,000
納付金等	600,000	488,000	112,000
負担金交付金	( 1,493,000)	( 1,518,000)	( △ 25,000)
老人保健施設協会費	236,000	236,000	0
高石防災協会会費	12,000	12,000	0
自家用電気工作物保安管理業務負担金	397,000	397,000	0
社会福祉協議会費	22,000	22,000	0
大老健泉州ブロック会費	20,000	20,000	0
精度管理調査参加協力金	40,000	40,000	0
訪問看護ステーション協会費	20,000	20,000	0
日本助産師会会費	35,000	36,000	△ 1,000
諸会費	684,000	708,000	△ 24,000
給食研究会会費	6,000	6,000	0
理学療法士協会会費	21,000	21,000	0
委託費	( 132,699,000)	( 131,708,000)	( △ 991,000)
電話設備保守業務委託料	198,000	197,000	1,000
設備管理業務委託料	12,779,000	12,663,000	116,000
警備業務委託料	15,059,000	14,922,000	137,000
清掃業務委託料	8,557,000	8,479,000	78,000
エレベータ保守点検業務委託料	677,000	671,000	6,000
検便等検査業務委託料	380,000	380,000	0
医療廃棄物処理業務委託料	525,000	505,000	20,000
調理業務委託料	61,517,000	60,157,000	1,360,000
薬剤管理業務委託料	2,340,000	2,340,000	0
消防設備保守点検業務委託料	2,476,000	2,565,000	△ 89,000
受水槽水質検査業務委託料	29,000	29,000	0
雑排水槽汚水槽清掃業務委託料	381,000	379,000	2,000
受水槽清掃業務委託料	116,000	116,000	0
貯湯槽清掃業務委託料	140,000	140,000	0
ねずみ衛生害虫駆除業務委託料	231,000	229,000	2,000
建築設備検査業務等委託料	1,268,000	928,000	340,000
食器洗浄器保守点検業務委託料	84,000	90,000	△ 6,000
医事関連職員派遣業務委託料	11,726,000	11,620,000	106,000
産汚物取扱業務委託料	200,000	260,000	△ 60,000
検査業務委託料	3,500,000	4,500,000	△ 1,000,000
電子カルテ等保守委託料	1,648,000	1,834,000	△ 186,000
医療ガス保守点検委託料	210,000	206,000	4,000
エネルギー管理システム保守委託料	66,000	66,000	0
X線装置保守点検委託料	299,000	297,000	2,000
病児保育業務委託料	7,853,000	7,699,000	154,000
超音波診断装置保守委託料	440,000	436,000	4,000
雑費	( 5,801,000)	( 5,957,000)	( △ 156,000)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
入所者他科受診料	1,400,000	1,400,000	0
産汚物焼却料	800,000	960,000	△ 160,000
借入金利息	200,000	200,000	0
雑費	3,401,000	3,397,000	4,000
管理費	[ 45,569,000]	[ 50,160,000]	[ △ 4,591,000]
交際費	( 100,000)	( 100,000)	( 0)
理事長交際費	100,000	100,000	0
給料手当	( 28,176,000)	( 30,054,000)	( △ 1,878,000)
給料	19,342,000	20,684,000	△ 1,342,000
諸手当	2,982,000	2,894,000	88,000
賞与	5,852,000	6,476,000	△ 624,000
報酬手当	( 5,544,000)	( 5,388,000)	( 156,000)
報酬	4,300,000	4,105,000	195,000
諸手当	198,000	246,000	△ 48,000
賞与	1,046,000	1,037,000	9,000
退職手当費	( 2,000)	( 2,591,000)	( △ 2,589,000)
退職金	2,000	2,591,000	△ 2,589,000
法定福利費	( 5,517,000)	( 5,835,000)	( △ 318,000)
社会保険料	5,238,000	5,558,000	△ 320,000
労働保険料	279,000	277,000	2,000
旅費	( 90,000)	( 90,000)	( 0)
職員出張費	15,000	15,000	0
費用弁償費	75,000	75,000	0
福利厚生費	( 3,192,000)	( 2,929,000)	( 263,000)
中退共掛金等	1,512,000	1,448,000	64,000
互助会費等	324,000	354,000	△ 30,000
健康診断費等	968,000	1,028,000	△ 60,000
被服費	388,000	99,000	289,000
会議費	( 5,000)	( 5,000)	( 0)
会議費	5,000	5,000	0
通信運搬費	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
郵便料金	1,000	1,000	0
備品費	( 2,000)	( 276,000)	( △ 274,000)
消耗什器備品購入費	1,000	275,000	△ 274,000
図書購入費	1,000	1,000	0
消耗品費	( 64,000)	( 52,000)	( 12,000)
消耗品費	64,000	52,000	12,000
修繕費	( 10,000)	( 10,000)	( 0)
修繕費	10,000	10,000	0
諸謝金	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
諸謝金	1,000	1,000	0
印刷製本費	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
印刷製本費	1,000	1,000	0
広告料	( 80,000)	( 80,000)	( 0)
広告料	80,000	80,000	0
光熱水費	( 290,000)	( 314,000)	( △ 24,000)
電気料金	111,000	138,000	△ 27,000
ガス料金	97,000	87,000	10,000
水道料金	82,000	89,000	△ 7,000
使用料賃借料	( 400,000)	( 398,000)	( 2,000)
使用料	190,000	190,000	0
賃借料	121,000	119,000	2,000
放送受信料	89,000	89,000	0
手数料	( 286,000)	( 286,000)	( 0)
手数料	286,000	286,000	0
租税公課	( 1,153,000)	( 1,100,000)	( 53,000)
法人市民税等	1,153,000	1,100,000	53,000
負担金交付金	( 520,000)	( 520,000)	( 0)
職員研修費	450,000	450,000	0

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
全国公益法人協会会費	70,000	70,000	0
委託費	( 134,000)	( 128,000)	( 6,000)
電算システム保守業務委託料	84,000	86,000	△ 2,000
セキュリティ機器保守業務委託料	50,000	42,000	8,000
雑費	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
雑費	1,000	1,000	0
他事業への繰入金支出	[ 11,818,000]	[ 11,643,000]	[ 175,000]
他事業への繰入金支出	( 11,818,000)	( 11,643,000)	( 175,000)
老人保健施設事業への繰入金支出	1,153,000	1,100,000	53,000
診療センター事業への繰入金支出	10,665,000	10,543,000	122,000
事業活動支出計	986,369,000	997,975,000	△ 11,606,000
事業活動収支差額	63,889,000	56,818,000	7,071,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	[ 5,000]	[ 3,945,000]	[ △ 3,940,000]
退職給付引当資産取崩収入	( 2,000)	( 2,000)	( 0)
退職給付引当資産取崩収入	2,000	2,000	0
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	( 3,000)	( 3,943,000)	( △ 3,940,000)
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	3,000	3,943,000	△ 3,940,000
投資活動収入計	5,000	3,945,000	△ 3,940,000
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[ 5,000]	[ 5,000]	[ 0]
退職給付引当資産取得支出	( 2,000)	( 2,000)	( 0)
退職給付引当資産取得支出	2,000	2,000	0
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	( 3,000)	( 3,000)	( 0)
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	3,000	3,000	0
固定資産取得支出	[ 4,000]	[ 4,000]	[ 0]
車両運搬具購入支出	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
車両運搬具購入支出	1,000	1,000	0
什器備品購入支出	( 3,000)	( 3,000)	( 0)
什器備品購入支出	3,000	3,000	0
その他の投資活動支出	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
その他の投資活動支出	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
預託金支出	1,000	1,000	0
投資活動支出計	10,000	10,000	0
投資活動収支差額	△ 5,000	3,935,000	△ 3,940,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	34,119,000	33,047,000	1,072,000
当期収支差額	29,765,000	27,706,000	2,059,000
前期繰越収支差額	111,039,795	83,333,795	27,706,000
次期繰越収支差額	140,804,795	111,039,795	29,765,000

- (注) 1. 収支予算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日）公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に示された3区分の様式により作成している。
2. 前年度予算額は、令和元年12月末現在の予算額を表示している。
3. 借入限度額 100,000,000円

# 収支予算書(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

老人保健施設事業  
(単位: 円)

一般会計

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
<b>I 事業活動収支の部</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
基本財産運用収入	[ 106,000]	[ 106,000]	[ 0]
基本財産運用収入	( 106,000)	( 106,000)	( 0)
利息収入	106,000	106,000	0
特定資産運用収入	[ 2,000]	[ 2,000]	[ 0]
特定資産運用収入	( 2,000)	( 2,000)	( 0)
利息収入	2,000	2,000	0
事業収入	[ 571,079,000]	[ 571,268,000]	[ Δ 189,000]
介護老人保健施設事業収入	( 516,478,000)	( 518,243,000)	( Δ 1,765,000)
介護報酬等収入	443,310,000	445,185,000	Δ 1,875,000
特定入所者介護サービス収入	18,423,000	19,180,000	Δ 757,000
利用料収入	54,745,000	53,878,000	867,000
その他収入	( 54,601,000)	( 53,025,000)	( 1,576,000)
居住費収入	17,829,000	17,101,000	728,000
食費収入	35,882,000	35,072,000	810,000
その他収入	890,000	852,000	38,000
補助金等収入	[ 326,000]	[ 22,000]	[ 304,000]
民間助成金収入	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
民間助成金収入	1,000	1,000	0
助成金収入	( 325,000)	( 21,000)	( 304,000)
特定求職者雇用開発助成金収入	1,000	1,000	0
中退共掛金助成金収入	324,000	20,000	304,000
寄付金収入	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
寄付金収入	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
寄付金収入	1,000	1,000	0
雑収入	[ 6,343,000]	[ 3,258,000]	[ 3,085,000]
雑収入	( 6,343,000)	( 3,258,000)	( 3,085,000)
利息収入	1,000	1,000	0
駐車場等収入	6,341,000	3,256,000	3,085,000
雑収入	1,000	1,000	0
他事業からの繰入金収入	[ 1,153,000]	[ 1,100,000]	[ 53,000]
他事業からの繰入金収入	( 1,153,000)	( 1,100,000)	( 53,000)
母子健康センター事業からの繰入金収入	433,000	618,000	Δ 185,000
訪問看護事業からの繰入金収入	119,000	72,000	47,000
居宅介護支援事業からの繰入金収入	298,000	271,000	27,000
訪問介護事業からの繰入金収入	303,000	139,000	164,000
<b>事業活動収入計</b>	<b>579,010,000</b>	<b>575,757,000</b>	<b>3,253,000</b>
<b>2. 事業活動支出</b>			
<b>事業費</b>	[ 496,658,000]	[ 494,913,000]	[ 1,745,000]
給料手当	( 95,708,000)	( 95,681,000)	( 27,000)
給料	59,859,000	59,682,000	177,000
諸手当	15,605,000	15,750,000	Δ 145,000
賞与	20,244,000	20,249,000	Δ 5,000
報酬手当	( 138,555,000)	( 136,093,000)	( 2,462,000)
報酬	95,646,000	90,909,000	4,737,000
諸手当	22,375,000	21,897,000	478,000
賞与	20,534,000	23,287,000	Δ 2,753,000
賃金手当	( 59,191,000)	( 57,842,000)	( 1,349,000)
賃金	53,780,000	52,680,000	1,100,000
諸手当	5,411,000	5,162,000	249,000
法定福利費	( 41,346,000)	( 41,365,000)	( Δ 19,000)
社会保険料	38,916,000	39,005,000	Δ 89,000
労働保険料	2,430,000	2,360,000	70,000
旅費	( 200,000)	( 200,000)	( 0)
職員出張費	200,000	200,000	0
福利厚生費	( 5,645,000)	( 5,396,000)	( 249,000)
中退共掛金等	5,645,000	5,396,000	249,000
会議費	( 2,000)	( 5,000)	( Δ 3,000)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
会議費	2,000	5,000	△ 3,000
通信運搬費	( 1,328,000)	( 1,295,000)	( 33,000)
電話料金	1,025,000	1,025,000	0
郵便料金	300,000	265,000	35,000
その他運搬費	3,000	5,000	△ 2,000
備品費	( 1,251,000)	( 767,000)	( 484,000)
消耗什器備品購入費	1,250,000	766,000	484,000
図書購入費	1,000	1,000	0
消耗品費	( 10,000,000)	( 10,000,000)	( 0)
消耗品費	10,000,000	10,000,000	0
医薬材料費	( 11,200,000)	( 11,000,000)	( 200,000)
医薬費	10,000,000	10,000,000	0
材料費	1,200,000	1,000,000	200,000
修繕費	( 1,409,000)	( 4,103,000)	( △ 2,694,000)
施設改善費	1,000	1,000	0
修繕費	1,408,000	4,102,000	△ 2,694,000
印刷製本費	( 1,000)	( 35,000)	( △ 34,000)
印刷製本費	1,000	35,000	△ 34,000
燃料費	( 1,480,000)	( 1,480,000)	( 0)
燃料費	1,480,000	1,480,000	0
光熱水費	( 32,460,000)	( 35,073,000)	( △ 2,613,000)
電気料金	11,600,000	14,298,000	△ 2,698,000
ガス料金	10,800,000	10,000,000	800,000
水道料金	10,060,000	10,775,000	△ 715,000
使用料賃借料	( 8,456,000)	( 8,505,000)	( △ 49,000)
使用料	1,000	1,000	0
賃借料	8,455,000	8,504,000	△ 49,000
手数料	( 240,000)	( 340,000)	( △ 100,000)
手数料	240,000	340,000	△ 100,000
保険料	( 650,000)	( 730,000)	( △ 80,000)
保険料	650,000	730,000	△ 80,000
租税公課	( 1,266,000)	( 1,100,000)	( 166,000)
消費税	592,000	490,000	102,000
その他税	322,000	322,000	0
納付金等	352,000	288,000	64,000
負担金交付金	( 776,000)	( 800,000)	( △ 24,000)
老人保健施設協会費	236,000	236,000	0
高石防災協会会費	12,000	12,000	0
自家用電気工作物保安管理業務負担金	150,000	150,000	0
社会福祉協議会費	22,000	22,000	0
大老健康州ブロック会費	20,000	20,000	0
諸会費	330,000	354,000	△ 24,000
給食研究会会費	6,000	6,000	0
委託費	( 81,478,000)	( 79,159,000)	( 2,319,000)
電話設備保守業務委託料	198,000	197,000	1,000
設備管理業務委託料	6,798,000	6,736,000	62,000
警備業務委託料	6,425,000	6,366,000	59,000
清掃業務委託料	4,727,000	4,684,000	43,000
エレベータ保守点検業務委託料	321,000	318,000	3,000
検便等検査業務委託料	380,000	380,000	0
医療廃棄物処理業務委託料	35,000	35,000	0
調理業務委託料	57,692,000	55,664,000	2,028,000
薬剤管理業務委託料	2,340,000	2,340,000	0
消防設備保守点検業務委託料	1,210,000	1,254,000	△ 44,000
受水槽水質検査業務委託料	14,000	14,000	0
雑排水槽汚水槽清掃業務委託料	198,000	197,000	1,000
受水槽清掃業務委託料	66,000	66,000	0
貯湯槽清掃業務委託料	72,000	72,000	0
ねずみ衛生害虫駆除業務委託料	231,000	229,000	2,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
建築設備検査業務等委託料	621,000	451,000	170,000
食器洗浄器保守点検業務委託料	84,000	90,000	△ 6,000
エネルギー管理システム保守委託料	66,000	66,000	0
雑費	( 4,016,000)	( 3,944,000)	( 72,000)
入所者他科受診料	1,400,000	1,400,000	0
借入金利息	200,000	200,000	0
雑費	2,416,000	2,344,000	72,000
管理費	[ 35,810,000]	[ 36,486,000]	[ △ 676,000]
交際費	( 100,000)	( 100,000)	( 0)
理事長交際費	100,000	100,000	0
給料手当	( 22,656,000)	( 23,282,000)	( △ 626,000)
給料	15,772,000	16,410,000	△ 638,000
諸手当	2,208,000	2,033,000	175,000
賞与	4,676,000	4,839,000	△ 163,000
報酬手当	( 3,158,000)	( 3,158,000)	( 0)
報酬	2,592,000	2,592,000	0
諸手当	30,000	30,000	0
賞与	536,000	536,000	0
退職手当費	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
退職金	1,000	1,000	0
法定福利費	( 4,167,000)	( 4,293,000)	( △ 126,000)
社会保険料	3,957,000	4,075,000	△ 118,000
労働保険料	210,000	218,000	△ 8,000
旅費	( 85,000)	( 85,000)	( 0)
職員出張費	10,000	10,000	0
費用弁償費	75,000	75,000	0
福利厚生費	( 2,760,000)	( 2,465,000)	( 295,000)
中退共掛金等	1,080,000	984,000	96,000
互助会費等	324,000	354,000	△ 30,000
健康診断費等	968,000	1,028,000	△ 60,000
被服費	388,000	99,000	289,000
会議費	( 5,000)	( 5,000)	( 0)
会議費	5,000	5,000	0
通信運搬費	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
郵便料金	1,000	1,000	0
備品費	( 2,000)	( 276,000)	( △ 274,000)
消耗什器備品購入費	1,000	275,000	△ 274,000
図書購入費	1,000	1,000	0
消耗品費	( 64,000)	( 52,000)	( 12,000)
消耗品費	64,000	52,000	12,000
修繕費	( 10,000)	( 10,000)	( 0)
修繕費	10,000	10,000	0
諸謝金	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
諸謝金	1,000	1,000	0
印刷製本費	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
印刷製本費	1,000	1,000	0
広告料	( 80,000)	( 80,000)	( 0)
広告料	80,000	80,000	0
光熱水費	( 225,000)	( 243,000)	( △ 18,000)
電気料金	80,000	100,000	△ 20,000
ガス料金	75,000	67,000	8,000
水道料金	70,000	76,000	△ 6,000
使用料賃借料	( 400,000)	( 398,000)	( 2,000)
使用料	190,000	190,000	0
賃借料	121,000	119,000	2,000
放送受信料	89,000	89,000	0
手数料	( 286,000)	( 286,000)	( 0)
手数料	286,000	286,000	0
租税公課	( 1,153,000)	( 1,100,000)	( 53,000)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
法人市民税等	1,153,000	1,100,000	53,000
負担金交付金	( 520,000)	( 520,000)	( 0)
職員研修費	450,000	450,000	0
全国公益法人協会会費	70,000	70,000	0
委託費	( 134,000)	( 128,000)	( 6,000)
電算システム保守業務委託料	84,000	86,000	△ 2,000
セキュリティ機器保守業務委託料	50,000	42,000	8,000
雑費	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
雑費	1,000	1,000	0
他事業への繰入金支出	[ 10,000,000]	[ 10,000,000]	[ 0]
他事業への繰入金支出	( 10,000,000)	( 10,000,000)	( 0)
診療センター事業への繰入金支出	10,000,000	10,000,000	0
事業活動支出計	542,468,000	541,399,000	1,069,000
事業活動収支差額	36,542,000	34,358,000	2,184,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	[ 2,000]	[ 2,227,000]	[ △ 2,225,000]
退職給付引当資産取崩収入	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
退職給付引当資産取崩収入	1,000	1,000	0
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	( 1,000)	( 2,226,000)	( △ 2,225,000)
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	1,000	2,226,000	△ 2,225,000
投資活動収入計	2,000	2,227,000	△ 2,225,000
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[ 2,000]	[ 2,000]	[ 0]
退職給付引当資産取得支出	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
退職給付引当資産取得支出	1,000	1,000	0
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	1,000	1,000	0
固定資産取得支出	[ 2,000]	[ 2,000]	[ 0]
車両運搬具購入支出	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
車両運搬具購入支出	1,000	1,000	0
什器備品購入支出	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
什器備品購入支出	1,000	1,000	0
その他の投資活動支出	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
その他の投資活動支出	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
預託金支出	1,000	1,000	0
投資活動支出計	5,000	5,000	0
投資活動収支差額	△ 3,000	2,222,000	△ 2,225,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	20,000,000	20,000,000	0
当期収支差額	16,539,000	16,580,000	△ 41,000
前期繰越収支差額	683,852,504	667,272,504	16,580,000
次期繰越収支差額	700,391,504	683,852,504	16,539,000

# 収支予算書(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

診療センター事業  
(単位: 円)

一般会計

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
<b>I 事業活動収支の部</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
<b>事業収入</b>	[ 205,564,000]	[ 211,285,000]	[ △ 5,721,000]
<b>診療等事業収入</b>	( 181,010,000)	( 178,020,000)	( 2,990,000)
診療収入	115,940,000	115,570,000	370,000
健康診断等収入	7,000,000	6,670,000	330,000
人間ドック特定健診収入	3,470,000	3,110,000	360,000
その他収入	54,600,000	52,670,000	1,930,000
<b>短期入所療養介護等事業収入</b>	( 24,554,000)	( 33,265,000)	( △ 8,711,000)
介護報酬等収入	17,105,000	23,365,000	△ 6,260,000
特定入所者介護サービス収入	749,000	1,219,000	△ 470,000
利用料収入	2,644,000	3,565,000	△ 921,000
その他収入	4,056,000	5,116,000	△ 1,060,000
<b>補助金等収入</b>	[ 27,945,000]	[ 29,147,000]	[ △ 1,202,000]
休日診療受託収入	( 27,945,000)	( 29,147,000)	( △ 1,202,000)
休日診療受託収入	27,945,000	29,147,000	△ 1,202,000
<b>雑収入</b>	[ 100,000]	[ 100,000]	[ 0]
雑収入	( 100,000)	( 100,000)	( 0)
雑収入	100,000	100,000	0
<b>他事業からの繰入金収入</b>	[ 10,665,000]	[ 10,543,000]	[ 122,000]
他事業からの繰入金収入	( 10,665,000)	( 10,543,000)	( 122,000)
老人保健施設事業からの繰入金収入	10,000,000	10,000,000	0
母子健康センター事業からの繰入金収入	665,000	543,000	122,000
<b>事業活動収入計</b>	244,274,000	251,075,000	△ 6,801,000
<b>2. 事業活動支出</b>			
<b>事業費</b>	[ 224,514,000]	[ 229,115,000]	[ △ 4,601,000]
<b>給料手当</b>	( 33,580,000)	( 33,906,000)	( △ 326,000)
給料	18,681,000	18,828,000	△ 147,000
諸手当	8,364,000	8,512,000	△ 148,000
賞与	6,535,000	6,566,000	△ 31,000
<b>報酬手当</b>	( 71,532,000)	( 73,063,000)	( △ 1,531,000)
報酬	63,982,000	64,210,000	△ 228,000
諸手当	4,154,000	4,982,000	△ 828,000
賞与	3,396,000	3,871,000	△ 475,000
<b>賃金手当</b>	( 8,977,000)	( 9,777,000)	( △ 800,000)
賃金	8,847,000	9,629,000	△ 782,000
諸手当	130,000	148,000	△ 18,000
<b>法定福利費</b>	( 10,176,000)	( 10,968,000)	( △ 792,000)
社会保険料	9,500,000	10,065,000	△ 565,000
労働保険料	676,000	903,000	△ 227,000
<b>旅費</b>	( 10,000)	( 10,000)	( 0)
職員出張費	10,000	10,000	0
<b>福利厚生費</b>	( 1,380,000)	( 1,605,000)	( △ 225,000)
中退共掛金等	1,380,000	1,605,000	△ 225,000
<b>通信運搬費</b>	( 411,000)	( 411,000)	( 0)
電話料金	300,000	300,000	0
郵便料金	110,000	110,000	0
その他運搬費	1,000	1,000	0
<b>備品費</b>	( 301,000)	( 101,000)	( 200,000)
消耗什器備品購入費	300,000	100,000	200,000
図書購入費	1,000	1,000	0
<b>消耗品費</b>	( 1,500,000)	( 1,600,000)	( △ 100,000)
消耗品費	1,500,000	1,600,000	△ 100,000
<b>医薬材料費</b>	( 44,500,000)	( 42,500,000)	( 2,000,000)
医薬費	37,000,000	35,000,000	2,000,000
材料費	7,500,000	7,500,000	0
<b>修繕費</b>	( 1,001,000)	( 2,516,000)	( △ 1,515,000)
施設改善費	1,000	1,000	0
修繕費	1,000,000	2,515,000	△ 1,515,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
印刷製本費	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
印刷製本費	1,000	1,000	0
燃料費	( 100,000)	( 80,000)	( 20,000)
燃料費	100,000	80,000	20,000
光熱水費	( 8,666,000)	( 9,619,000)	( △ 953,000)
電気料金	4,172,000	5,215,000	△ 1,043,000
ガス料金	2,858,000	2,668,000	190,000
水道料金	1,636,000	1,736,000	△ 100,000
使用料賃借料	( 1,700,000)	( 1,805,000)	( △ 105,000)
賃借料	1,700,000	1,805,000	△ 105,000
手数料	( 200,000)	( 200,000)	( 0)
手数料	200,000	200,000	0
保険料	( 216,000)	( 216,000)	( 0)
保険料	216,000	216,000	0
租税公課	( 7,080,000)	( 6,044,000)	( 1,036,000)
消費税	6,990,000	5,959,000	1,031,000
その他税	10,000	10,000	0
納付金等	80,000	75,000	5,000
負担金交付金	( 591,000)	( 591,000)	( 0)
自家用電気工作物保安管理業務負担金	197,000	197,000	0
精度管理調査参加協力金	40,000	40,000	0
諸会費	354,000	354,000	0
委託費	( 31,992,000)	( 33,402,000)	( △ 1,410,000)
設備管理業務委託料	4,007,000	3,971,000	36,000
警備業務委託料	4,317,000	4,278,000	39,000
清掃業務委託料	2,566,000	2,542,000	24,000
エレベータ保守点検業務委託料	249,000	247,000	2,000
医療廃棄物処理業務委託料	260,000	240,000	20,000
調理業務委託料	1,714,000	2,259,000	△ 545,000
消防設備保守点検業務委託料	886,000	917,000	△ 31,000
受水槽水質検査業務委託料	10,000	10,000	0
雑排水槽汚水槽清掃業務委託料	128,000	127,000	1,000
受水槽清掃業務委託料	35,000	35,000	0
貯湯槽清掃業務委託料	47,000	47,000	0
建築設備検査業務等委託料	453,000	334,000	119,000
医事関連職員派遣業務委託料	11,726,000	11,620,000	106,000
検査業務委託料	3,500,000	4,500,000	△ 1,000,000
電子カルテ等保守委託料	1,648,000	1,834,000	△ 186,000
医療ガス保守点検委託料	147,000	144,000	3,000
X線装置保守点検委託料	299,000	297,000	2,000
雑費	( 600,000)	( 700,000)	( △ 100,000)
雑費	600,000	700,000	△ 100,000
管理費	[ 9,759,000]	[ 13,674,000]	[ △ 3,915,000]
給料手当	( 5,520,000)	( 6,772,000)	( △ 1,252,000)
給料	3,570,000	4,274,000	△ 704,000
諸手当	774,000	861,000	△ 87,000
賞与	1,176,000	1,637,000	△ 461,000
報酬手当	( 2,386,000)	( 2,230,000)	( 156,000)
報酬	1,708,000	1,513,000	195,000
諸手当	168,000	216,000	△ 48,000
賞与	510,000	501,000	9,000
退職手当費	( 1,000)	( 2,590,000)	( △ 2,589,000)
退職金	1,000	2,590,000	△ 2,589,000
法定福利費	( 1,350,000)	( 1,542,000)	( △ 192,000)
社会保険料	1,281,000	1,483,000	△ 202,000
労働保険料	69,000	59,000	10,000
旅費	( 5,000)	( 5,000)	( 0)
職員出張費	5,000	5,000	0
福利厚生費	( 432,000)	( 464,000)	( △ 32,000)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
中退共掛金等	432,000	464,000	△ 32,000
光熱水費	( 65,000)	( 71,000)	( △ 6,000)
電気料金	31,000	38,000	△ 7,000
ガス料金	22,000	20,000	2,000
水道料金	12,000	13,000	△ 1,000
事業活動支出計	234,273,000	242,789,000	△ 8,516,000
事業活動収支差額	10,001,000	8,286,000	1,715,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	[ 2,000]	[ 1,717,000]	[ △ 1,715,000]
退職給付引当資産取崩収入	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
退職給付引当資産取崩収入	1,000	1,000	0
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	( 1,000)	( 1,716,000)	( △ 1,715,000)
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	1,000	1,716,000	△ 1,715,000
投資活動収入計	2,000	1,717,000	△ 1,715,000
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[ 2,000]	[ 2,000]	[ 0]
退職給付引当資産取得支出	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
退職給付引当資産取得支出	1,000	1,000	0
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	1,000	1,000	0
固定資産取得支出	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
什器備品購入支出	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
什器備品購入支出	1,000	1,000	0
投資活動支出計	3,000	3,000	0
投資活動収支差額	△ 1,000	1,714,000	△ 1,715,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	10,000,000	10,000,000	0
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	△ 786,875,266	△ 786,875,266	0
次期繰越収支差額	△ 786,875,266	△ 786,875,266	0

# 収支予算書(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

母子健康センター事業  
(単位: 円)

一般会計

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
<b>I 事業活動収支の部</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
<b>事業収入</b>	[ 63,023,000]	[ 71,056,000]	[ △ 8,033,000]
<b>助産等事業収入</b>	( 57,851,000)	( 68,868,000)	( △ 11,017,000)
助産等事業収入	56,971,000	67,848,000	△ 10,877,000
その他収入	880,000	1,020,000	△ 140,000
<b>産後ケア事業収入</b>	( 5,172,000)	( 2,188,000)	( 2,984,000)
産後ケア事業収入	5,172,000	2,188,000	2,984,000
<b>補助金等収入</b>	[ 5,710,000]	[ 1,500,000]	[ 4,210,000]
<b>産前産後サポート事業等受託収入</b>	( 1,556,000)	( 1,500,000)	( 56,000)
産前産後サポート事業等受託収入	1,556,000	1,500,000	56,000
<b>妊産婦等支援業務</b>	( 4,154,000)	( 0)	( 4,154,000)
妊産婦等支援業務受託収入	4,154,000	0	4,154,000
<b>雑収入</b>	[ 550,000]	[ 320,000]	[ 230,000]
<b>雑収入</b>	( 550,000)	( 320,000)	( 230,000)
雑収入	550,000	320,000	230,000
<b>事業活動収入計</b>	69,283,000	72,876,000	△ 3,593,000
<b>2. 事業活動支出</b>			
<b>事業費</b>	[ 62,195,000]	[ 64,684,000]	[ △ 2,489,000]
<b>報酬手当</b>	( 22,509,000)	( 23,558,000)	( △ 1,049,000)
報酬	13,474,000	13,570,000	△ 96,000
諸手当	6,116,000	7,075,000	△ 959,000
賞与	2,919,000	2,913,000	6,000
<b>賃金手当</b>	( 13,685,000)	( 14,116,000)	( △ 431,000)
賃金	10,148,000	10,395,000	△ 247,000
諸手当	3,537,000	3,721,000	△ 184,000
<b>法定福利費</b>	( 4,934,000)	( 5,026,000)	( △ 92,000)
社会保険料	4,634,000	4,719,000	△ 85,000
労働保険料	300,000	307,000	△ 7,000
<b>旅費</b>	( 15,000)	( 15,000)	( 0)
職員出張費	15,000	15,000	0
<b>福利厚生費</b>	( 240,000)	( 240,000)	( 0)
中退共掛金等	240,000	240,000	0
<b>会議費</b>	( 1,000)	( 3,000)	( △ 2,000)
会議費	1,000	3,000	△ 2,000
<b>通信運搬費</b>	( 51,000)	( 61,000)	( △ 10,000)
電話料金	45,000	50,000	△ 5,000
郵便料金	5,000	10,000	△ 5,000
その他運搬費	1,000	1,000	0
<b>備品費</b>	( 2,000)	( 51,000)	( △ 49,000)
消耗什器備品購入費	1,000	50,000	△ 49,000
図書購入費	1,000	1,000	0
<b>消耗品費</b>	( 400,000)	( 598,000)	( △ 198,000)
消耗品費	400,000	598,000	△ 198,000
<b>医薬材料費</b>	( 410,000)	( 450,000)	( △ 40,000)
医薬費	10,000	10,000	0
材料費	400,000	440,000	△ 40,000
<b>修繕費</b>	( 500,000)	( 500,000)	( 0)
修繕費	500,000	500,000	0
<b>印刷製本費</b>	( 20,000)	( 1,000)	( 19,000)
印刷製本費	20,000	1,000	19,000
<b>光熱水費</b>	( 3,892,000)	( 4,313,000)	( △ 421,000)
電気料金	1,872,000	2,339,000	△ 467,000
ガス料金	1,300,000	1,196,000	104,000
水道料金	720,000	778,000	△ 58,000
<b>使用料賃借料</b>	( 410,000)	( 449,000)	( △ 39,000)
賃借料	410,000	449,000	△ 39,000
<b>手数料</b>	( 10,000)	( 18,000)	( △ 8,000)
手数料	10,000	18,000	△ 8,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
保険料	( 1,960,000)	( 2,472,000)	( △ 512,000)
保険料	1,960,000	2,472,000	△ 512,000
租税公課	( 970,000)	( 371,000)	( 599,000)
消費税	934,000	343,000	591,000
その他税	1,000	1,000	0
納付金等	35,000	27,000	8,000
負担金交付金	( 85,000)	( 86,000)	( △ 1,000)
自家用電気工作物保安管理業務負担金	50,000	50,000	0
日本助産師会会費	35,000	36,000	△ 1,000
委託費	( 11,081,000)	( 11,156,000)	( △ 75,000)
設備管理業務委託料	1,794,000	1,778,000	16,000
警備業務委託料	4,317,000	4,278,000	39,000
清掃業務委託料	1,149,000	1,139,000	10,000
エレベータ保守点検業務委託料	107,000	106,000	1,000
医療廃棄物処理業務委託料	230,000	230,000	0
調理業務委託料	2,111,000	2,234,000	△ 123,000
消防設備保守点検業務委託料	380,000	394,000	△ 14,000
受水槽水質検査業務委託料	5,000	5,000	0
雑排水槽汚水槽清掃業務委託料	55,000	55,000	0
受水槽清掃業務委託料	15,000	15,000	0
貯湯槽清掃業務委託料	21,000	21,000	0
建築設備検査業務等委託料	194,000	143,000	51,000
産汚物取扱業務委託料	200,000	260,000	△ 60,000
医療ガス保守点検委託料	63,000	62,000	1,000
超音波診断装置保守委託料	440,000	436,000	4,000
雑費	( 1,020,000)	( 1,200,000)	( △ 180,000)
産汚物焼却料	800,000	960,000	△ 160,000
雑費	220,000	240,000	△ 20,000
他事業への繰入金支出	[ 1,098,000]	[ 1,161,000]	[ △ 63,000]
他事業への繰入金支出	( 1,098,000)	( 1,161,000)	( △ 63,000)
老人保健施設事業への繰入金支出	433,000	618,000	△ 185,000
診療センター事業への繰入金支出	665,000	543,000	122,000
事業活動支出計	63,293,000	65,845,000	△ 2,552,000
事業活動収支差額	5,990,000	7,031,000	△ 1,041,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
修繕・什器備品購入引当資産取崩収入	1,000	1,000	0
投資活動収入計	1,000	1,000	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
修繕・什器備品購入引当資産取得支出	1,000	1,000	0
固定資産取得支出	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
什器備品購入支出	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
什器備品購入支出	1,000	1,000	0
投資活動支出計	2,000	2,000	0
投資活動収支差額	△ 1,000	△ 1,000	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	2,000,000	2,000,000	0
当期収支差額	3,989,000	5,030,000	△ 1,041,000
前期繰越収支差額	56,793,451	51,763,451	5,030,000
次期繰越収支差額	60,782,451	56,793,451	3,989,000

# 収支予算書(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

在宅介護支援センター事業  
(単位: 円)

一般会計

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
<b>I 事業活動収支の部</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
補助金等収入	[ 7,200,000]	[ 7,200,000]	[ 0]
在宅介護支援受託収入	( 7,200,000)	( 7,200,000)	( 0)
在宅介護支援センター受託収入	7,200,000	7,200,000	0
雑収入	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
雑収入	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
雑収入	1,000	1,000	0
<b>事業活動収入計</b>	<b>7,201,000</b>	<b>7,201,000</b>	<b>0</b>
<b>2. 事業活動支出</b>			
<b>事業費</b>	[ 7,167,000]	[ 7,134,000]	[ 33,000]
給料手当	( 4,912,000)	( 4,956,000)	( △ 44,000)
給料	3,208,000	3,200,000	8,000
諸手当	436,000	488,000	△ 52,000
賞与	1,268,000	1,268,000	0
報酬手当	( 678,000)	( 480,000)	( 198,000)
報酬	365,000	184,000	181,000
諸手当	39,000	20,000	19,000
賞与	274,000	276,000	△ 2,000
法定福利費	( 922,000)	( 1,029,000)	( △ 107,000)
社会保険料	875,000	975,000	△ 100,000
労働保険料	47,000	54,000	△ 7,000
旅費	( 10,000)	( 10,000)	( 0)
職員出張費	10,000	10,000	0
福利厚生費	( 372,000)	( 372,000)	( 0)
中退共掛金等	372,000	372,000	0
会議費	( 5,000)	( 5,000)	( 0)
会議費	5,000	5,000	0
通信運搬費	( 10,000)	( 10,000)	( 0)
電話料金	1,000	1,000	0
郵便料金	9,000	9,000	0
備品費	( 20,000)	( 20,000)	( 0)
消耗什器備品購入費	15,000	15,000	0
図書購入費	5,000	5,000	0
消耗品費	( 30,000)	( 30,000)	( 0)
消耗品費	30,000	30,000	0
修繕費	( 10,000)	( 10,000)	( 0)
修繕費	10,000	10,000	0
光熱水費	( 179,000)	( 195,000)	( △ 16,000)
電気料金	64,000	80,000	△ 16,000
ガス料金	60,000	54,000	6,000
水道料金	55,000	61,000	△ 6,000
保険料	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
保険料	1,000	1,000	0
租税公課	( 8,000)	( 6,000)	( 2,000)
消費税	1,000	1,000	0
納付金等	7,000	5,000	2,000
雑費	( 10,000)	( 10,000)	( 0)
雑費	10,000	10,000	0
<b>事業活動支出計</b>	<b>7,167,000</b>	<b>7,134,000</b>	<b>33,000</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>34,000</b>	<b>67,000</b>	<b>△ 33,000</b>
<b>II 投資活動収支の部</b>			
<b>1. 投資活動収入</b>			
投資活動収入計	0	0	0
<b>2. 投資活動支出</b>			
投資活動支出計	0	0	0
<b>投資活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>III 財務活動収支の部</b>			
<b>1. 財務活動収入</b>			

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	34,000	67,000	△ 33,000
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	7,048,280	7,048,280	0
次期繰越収支差額	7,048,280	7,048,280	0

# 収支予算書(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

病児保育事業  
(単位: 円)

一般会計

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[ 370,000]	[ 360,000]	[ 10,000]
病児保育事業収入	( 370,000)	( 360,000)	( 10,000)
病児保育事業収入	300,000	300,000	0
その他収入	70,000	60,000	10,000
補助金等収入	[ 11,337,000]	[ 11,183,000]	[ 154,000]
病児保育事業受託収入	( 11,337,000)	( 11,183,000)	( 154,000)
病児保育事業受託収入	11,337,000	11,183,000	154,000
事業活動収入計	11,707,000	11,543,000	164,000
2. 事業活動支出			
事業費	[ 11,622,000]	[ 11,463,000]	[ 159,000]
給料手当	( 990,000)	( 969,000)	( 21,000)
給料	990,000	969,000	21,000
報酬手当	( 333,000)	( 492,000)	( Δ 159,000)
報酬	333,000	492,000	Δ 159,000
賃金手当	( 1,406,000)	( 1,376,000)	( 30,000)
賃金	1,406,000	1,376,000	30,000
通信運搬費	( 16,000)	( 16,000)	( 0)
電話料金	16,000	16,000	0
消耗品費	( 40,000)	( 40,000)	( 0)
消耗品費	40,000	40,000	0
医薬材料費	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
材料費	1,000	1,000	0
修繕費	( 10,000)	( 10,000)	( 0)
修繕費	10,000	10,000	0
光熱水費	( 394,000)	( 299,000)	( 95,000)
電気料金	184,000	162,000	22,000
ガス料金	140,000	83,000	57,000
水道料金	70,000	54,000	16,000
使用料賃借料	( 120,000)	( 150,000)	( Δ 30,000)
賃借料	120,000	150,000	Δ 30,000
手数料	( 10,000)	( 10,000)	( 0)
手数料	10,000	10,000	0
保険料	( 55,000)	( 55,000)	( 0)
保険料	55,000	55,000	0
租税公課	( 4,000)	( 4,000)	( 0)
その他税	4,000	4,000	0
委託費	( 8,148,000)	( 7,991,000)	( 157,000)
設備管理業務委託料	180,000	178,000	2,000
清掃業務委託料	115,000	114,000	1,000
病児保育業務委託料	7,853,000	7,699,000	154,000
雑費	( 95,000)	( 50,000)	( 45,000)
雑費	95,000	50,000	45,000
事業活動支出計	11,622,000	11,463,000	159,000
事業活動収支差額	85,000	80,000	5,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	85,000	80,000	5,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	△ 365,380	△ 365,380	0
次期繰越収支差額	△ 365,380	△ 365,380	0

# 収支予算書(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

訪問看護事業  
(単位: 円)

一般会計

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[ 36,106,000]	[ 33,817,000]	[ 2,289,000]
訪問看護事業収入	( 32,656,000)	( 30,417,000)	( 2,239,000)
訪問看護事業収入	32,656,000	30,417,000	2,239,000
利用料収入	( 3,450,000)	( 3,400,000)	( 50,000)
利用料収入	3,450,000	3,400,000	50,000
雑収入	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
雑収入	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
雑収入	1,000	1,000	0
事業活動収入計	36,107,000	33,818,000	2,289,000
2. 事業活動支出			
事業費	[ 34,139,000]	[ 32,709,000]	[ 1,430,000]
給料手当	( 12,718,000)	( 12,528,000)	( 190,000)
給料	7,882,000	7,800,000	82,000
諸手当	2,241,000	2,133,000	108,000
賞与	2,595,000	2,595,000	0
報酬手当	( 8,805,000)	( 9,053,000)	( △ 248,000)
報酬	5,948,000	6,077,000	△ 129,000
諸手当	1,370,000	1,456,000	△ 86,000
賞与	1,487,000	1,520,000	△ 33,000
賞金手当	( 7,157,000)	( 5,556,000)	( 1,601,000)
賞金	6,005,000	4,487,000	1,518,000
諸手当	1,152,000	1,069,000	83,000
法定福利費	( 3,866,000)	( 4,028,000)	( △ 162,000)
社会保険料	3,634,000	3,735,000	△ 101,000
労働保険料	232,000	293,000	△ 61,000
旅費	( 20,000)	( 20,000)	( 0)
職員出張費	20,000	20,000	0
福利厚生費	( 624,000)	( 624,000)	( 0)
中退共掛金等	624,000	624,000	0
会議費	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
会議費	1,000	1,000	0
通信運搬費	( 63,000)	( 63,000)	( 0)
電話料金	53,000	53,000	0
郵便料金	10,000	10,000	0
備品費	( 40,000)	( 94,000)	( △ 54,000)
消耗什器備品購入費	40,000	94,000	△ 54,000
消耗品費	( 20,000)	( 20,000)	( 0)
消耗品費	20,000	20,000	0
医薬材料費	( 20,000)	( 20,000)	( 0)
医薬費	5,000	5,000	0
材料費	15,000	15,000	0
修繕費	( 90,000)	( 20,000)	( 70,000)
修繕費	90,000	20,000	70,000
燃料費	( 60,000)	( 60,000)	( 0)
燃料費	60,000	60,000	0
光熱水費	( 99,000)	( 108,000)	( △ 9,000)
電気料金	36,000	44,000	△ 8,000
ガス料金	33,000	30,000	3,000
水道料金	30,000	34,000	△ 4,000
使用料賃借料	( 379,000)	( 379,000)	( 0)
賃借料	379,000	379,000	0
手数料	( 3,000)	( 3,000)	( 0)
手数料	3,000	3,000	0
保険料	( 69,000)	( 44,000)	( 25,000)
保険料	69,000	44,000	25,000
租税公課	( 44,000)	( 27,000)	( 17,000)
消費税	2,000	1,000	1,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
その他税	14,000	10,000	4,000
納付金等	28,000	16,000	12,000
負担金交付金	( 41,000)	( 41,000)	( 0)
訪問看護ステーション協会費	20,000	20,000	0
理学療法士協会会費	21,000	21,000	0
雑費	( 20,000)	( 20,000)	( 0)
雑費	20,000	20,000	0
他事業への繰入金支出	[ 119,000]	[ 72,000]	[ 47,000]
他事業への繰入金支出	( 119,000)	( 72,000)	( 47,000)
老人保健施設事業への繰入金支出	119,000	72,000	47,000
事業活動支出計	34,258,000	32,781,000	1,477,000
事業活動収支差額	1,849,000	1,037,000	812,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	1,000,000	300,000	700,000
当期収支差額	849,000	737,000	112,000
前期繰越収支差額	44,636,697	43,899,697	737,000
次期繰越収支差額	45,485,697	44,636,697	849,000

# 収支予算書(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

居宅介護支援事業  
(単位: 円)

一般会計

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[ 31,254,000]	[ 31,101,000]	[ 153,000]
居宅介護支援事業収入	( 31,254,000)	( 31,101,000)	( 153,000)
居宅介護支援収入	30,164,000	29,628,000	536,000
訪問調査受託収入	990,000	1,245,000	△ 255,000
原案作成受託収入	100,000	228,000	△ 128,000
雑収入	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
雑収入	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
雑収入	1,000	1,000	0
事業活動収入計	31,255,000	31,102,000	153,000
2. 事業活動支出			
事業費	[ 26,302,000]	[ 26,892,000]	[ △ 590,000]
給料手当	( 14,987,000)	( 14,817,000)	( 170,000)
給料	10,519,000	10,368,000	151,000
諸手当	1,216,000	1,211,000	5,000
賞与	3,252,000	3,238,000	14,000
報酬手当	( 3,574,000)	( 4,448,000)	( △ 874,000)
報酬	2,696,000	3,439,000	△ 743,000
諸手当	204,000	142,000	62,000
賞与	674,000	867,000	△ 193,000
賞金手当	( 2,845,000)	( 2,916,000)	( △ 71,000)
賞金	2,812,000	2,891,000	△ 79,000
諸手当	33,000	25,000	8,000
法定福利費	( 3,241,000)	( 3,281,000)	( △ 40,000)
社会保険料	3,070,000	3,096,000	△ 26,000
労働保険料	171,000	185,000	△ 14,000
旅費	( 48,000)	( 48,000)	( 0)
職員出張費	48,000	48,000	0
福利厚生費	( 732,000)	( 456,000)	( 276,000)
中退共掛金等	732,000	456,000	276,000
会議費	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
会議費	1,000	1,000	0
通信運搬費	( 219,000)	( 212,000)	( 7,000)
電話料金	170,000	170,000	0
郵便料金	49,000	42,000	7,000
備品費	( 133,000)	( 187,000)	( △ 54,000)
消耗什器備品購入費	133,000	187,000	△ 54,000
消耗品費	( 30,000)	( 27,000)	( 3,000)
消耗品費	30,000	27,000	3,000
修繕費	( 5,000)	( 5,000)	( 0)
修繕費	5,000	5,000	0
光熱水費	( 99,000)	( 108,000)	( △ 9,000)
電気料金	36,000	44,000	△ 8,000
ガス料金	33,000	30,000	3,000
水道料金	30,000	34,000	△ 4,000
使用料賃借料	( 242,000)	( 241,000)	( 1,000)
賃借料	242,000	241,000	1,000
手数料	( 3,000)	( 3,000)	( 0)
手数料	3,000	3,000	0
保険料	( 5,000)	( 5,000)	( 0)
保険料	5,000	5,000	0
租税公課	( 118,000)	( 124,000)	( △ 6,000)
消費税	82,000	95,000	△ 13,000
その他税	1,000	1,000	0
納付金等	35,000	28,000	7,000
雑費	( 20,000)	( 13,000)	( 7,000)
雑費	20,000	13,000	7,000
他事業への繰入金支出	[ 298,000]	[ 271,000]	[ 27,000]

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
他事業への繰入金支出	( 298,000)	( 271,000)	( 27,000)
老人保健施設事業への繰入金支出	298,000	271,000	27,000
事業活動支出計	26,600,000	27,163,000	△ 563,000
事業活動収支差額	4,655,000	3,939,000	716,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	500,000	300,000	200,000
当期収支差額	4,155,000	3,639,000	516,000
前期繰越収支差額	14,934,881	11,295,881	3,639,000
次期繰越収支差額	19,089,881	14,934,881	4,155,000

# 収支予算書(収支)

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

訪問介護事業  
(単位: 円)

一般会計

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
<b>I 事業活動収支の部</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
<b>事業収入</b>	[ 71,420,000]	[ 71,420,000]	[ 0]
訪問介護事業収入	( 32,200,000)	( 31,000,000)	( 1,200,000)
訪問介護事業収入	32,200,000	31,000,000	1,200,000
居宅介護事業収入	( 18,500,000)	( 19,910,000)	( △ 1,410,000)
居宅介護事業収入	18,500,000	19,910,000	△ 1,410,000
介護予防・日常生活支援総合事業収入	( 13,400,000)	( 13,430,000)	( △ 30,000)
介護予防・日常生活支援総合事業収入	13,400,000	13,430,000	△ 30,000
利用料収入	( 7,320,000)	( 7,080,000)	( 240,000)
利用料収入	7,320,000	7,080,000	240,000
<b>雑収入</b>	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
雑収入	( 1,000)	( 1,000)	( 0)
雑収入	1,000	1,000	0
<b>事業活動収入計</b>	71,421,000	71,421,000	0
<b>2. 事業活動支出</b>			
<b>事業費</b>	[ 66,385,000]	[ 69,262,000]	[ △ 2,877,000]
給料手当	( 10,969,000)	( 14,586,000)	( △ 3,617,000)
給料	6,072,000	7,336,000	△ 1,264,000
諸手当	2,658,000	4,167,000	△ 1,509,000
賞与	2,239,000	3,083,000	△ 844,000
報酬手当	( 13,429,000)	( 12,696,000)	( 733,000)
報酬	8,377,000	8,429,000	△ 52,000
諸手当	2,779,000	2,441,000	338,000
賞与	2,273,000	1,826,000	447,000
賞金手当	( 35,000,000)	( 35,000,000)	( 0)
賞金	23,000,000	23,000,000	0
諸手当	12,000,000	12,000,000	0
法定福利費	( 5,162,000)	( 5,286,000)	( △ 124,000)
社会保険料	4,829,000	4,942,000	△ 113,000
労働保険料	333,000	344,000	△ 11,000
旅費	( 20,000)	( 20,000)	( 0)
職員出張費	20,000	20,000	0
福利厚生費	( 660,000)	( 576,000)	( 84,000)
中退共掛金等	660,000	576,000	84,000
会議費	( 10,000)	( 10,000)	( 0)
会議費	10,000	10,000	0
通信運搬費	( 310,000)	( 310,000)	( 0)
電話料金	300,000	300,000	0
郵便料金	10,000	10,000	0
備品費	( 30,000)	( 22,000)	( 8,000)
消耗什器備品購入費	30,000	22,000	8,000
消耗品費	( 90,000)	( 73,000)	( 17,000)
消耗品費	90,000	73,000	17,000
修繕費	( 90,000)	( 20,000)	( 70,000)
修繕費	90,000	20,000	70,000
燃料費	( 114,000)	( 100,000)	( 14,000)
燃料費	114,000	100,000	14,000
光熱水費	( 156,000)	( 170,000)	( △ 14,000)
電気料金	56,000	70,000	△ 14,000
ガス料金	53,000	47,000	6,000
水道料金	47,000	53,000	△ 6,000
使用料賃借料	( 145,000)	( 191,000)	( △ 46,000)
賃借料	145,000	191,000	△ 46,000
手数料	( 3,000)	( 19,000)	( △ 16,000)
手数料	3,000	19,000	△ 16,000
保険料	( 93,000)	( 93,000)	( 0)
保険料	93,000	93,000	0
租税公課	( 84,000)	( 70,000)	( 14,000)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
消費税	1,000	1,000	0
その他税	20,000	20,000	0
納付金等	63,000	49,000	14,000
雑費	( 20,000)	( 20,000)	( 0)
雑費	20,000	20,000	0
他事業への繰入金支出	[ 303,000]	[ 139,000]	[ 164,000]
他事業への繰入金支出	( 303,000)	( 139,000)	( 164,000)
老人保健施設事業への繰入金支出	303,000	139,000	164,000
事業活動支出計	66,688,000	69,401,000	△ 2,713,000
事業活動収支差額	4,733,000	2,020,000	2,713,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	500,000	300,000	200,000
当期収支差額	4,233,000	1,720,000	2,513,000
前期繰越収支差額	91,014,628	89,294,628	1,720,000
次期繰越収支差額	95,247,628	91,014,628	4,233,000



監査委員報告第1号

例月現金出納検査結果報告

例月現金出納検査結果について別紙のとおり報告する。

令和2年2月21日提出

高石市監査委員 原 正 人  
同 寺 島 誠

高石監査第114号  
令和2年1月28日

高石市議会議長 久保田 和典 様

高石市監査委員 原 正 人  
同 寺 島 誠

### 例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和元年9月分、10月分及び11月分の現金出納検査を執行したので、同条第3項の規定により、その結果報告を次のとおり提出します。

#### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 検査年月日 | 令和元年11月27日<br>令和元年12月26日<br>令和2年 1月27日 |
| 2 検査対象  | 一般会計、各特別会計及び水道事業会計                     |

## 検査の結果

### 1. 一般会計、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計

#### ① 計数の検査

会計管理者から提出された、令和元年9月末日、10月末日及び11月末日現在の別紙収支計算書に基づいて、会計諸帳簿、証書類及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

#### ② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

### 2. 水道事業会計

#### ① 計数の検査

市長から提出された、令和元年9月末日、10月末日及び11月末日現在の別紙水道事業試算表に基づいて、収入、支払、振替の各伝票及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

#### ② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

収 支 計 算 書

令和元年度 令和元年9月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	10,245,760,047	1,725,664,602	11,971,424,649	8,174,632,040	2,545,388,957	10,720,020,997	1,251,403,652
財政調整基金等繰替							
他会計融資金(国保特会)							
他会計融資金(下水特会)							
他会計融資金(墓地特会)							
他会計融資金(介護特会)							
歳計現金(つり銭等)	-370,800	-160,000	-530,800				-530,800
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	10,245,389,247	1,725,504,602	11,970,893,849	8,174,632,040	2,545,388,957	10,720,020,997	1,250,872,852
国民健康保険特別会計	2,167,035,093	491,692,809	2,658,727,902	1,992,256,539	549,004,570	2,541,261,109	117,466,793
歳計現金(つり銭等)	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金				350,740,057		350,740,057	-350,740,057
他会計融資金							
一時借入金	400,000,000		400,000,000				400,000,000
財政調整基金等繰替							
一時繰替金							
小 計	2,566,995,093	491,692,809	3,058,687,902	2,342,996,596	549,004,570	2,892,001,166	166,686,736
公共下水道事業特別会計	712,435,561	564,600,876	1,277,036,437	526,230,491	633,537,464	1,159,767,955	117,268,482
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	712,435,561	564,600,876	1,277,036,437	526,230,491	633,537,464	1,159,767,955	117,268,482
墓地事業特別会計	10,069,250	60,000	10,129,250	1,509,890	183,366	1,693,256	8,435,994
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	10,069,250	60,000	10,129,250	1,509,890	183,366	1,693,256	8,435,994
介護保険特別会計	1,754,478,671	422,426,630	2,176,905,301	1,585,361,816	410,540,725	1,995,902,541	181,002,760
歳計現金(つり銭等)							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	1,754,478,671	422,426,630	2,176,905,301	1,585,361,816	410,540,725	1,995,902,541	181,002,760
後期高齢者医療保険特別会計	240,928,584	91,282,315	332,210,899	160,306,825	96,090,881	256,397,706	75,813,193
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	240,928,584	91,282,315	332,210,899	160,306,825	96,090,881	256,397,706	75,813,193
合 計	15,530,296,406	3,295,567,232	18,825,863,638	12,791,037,658	4,234,745,963	17,025,783,621	1,800,080,017

種 類	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
歳入歳出外現金	59,155,364	204,965,193	212,664,927	51,455,630
基金				
財政調整基金	2,953,666,052			2,953,666,052
泉北3区公共施設整備基金	12,851,481			12,851,481
福祉基金	48,578,136			48,578,136
保健医療基金	171,183,458			171,183,458
土地開発基金	16,826,487			16,826,487
公共施設整備基金	1,873,160			1,873,160
緑化基金	81,692,304			81,692,304
職員退職手当基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	12,773,234			12,773,234
南（長取石池関係地区）地区整備基金	18,106,777			18,106,777
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南（旧取石池関係地区）地区整備基金	7,310,563			7,310,563
奨学基金	47,362,761			47,362,761
文化・スポーツ・国際交流振興基金	26,213,484			26,213,484
石油貯蔵施設立地対策等基金	50,469,000			50,469,000
市宮浜墓地基金	50,588,169			50,588,169
介護保険給付費準備基金	401,261,318			401,261,318
小 計	3,900,756,384			3,900,756,384
総 計	3,959,911,748	204,965,193	212,664,927	3,952,212,014

収 支 計 算 書

令和元年度 令和元年10月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	11,971,424,649	1,092,864,644	13,064,289,293	10,720,020,997	1,476,677,591	12,196,698,588	867,590,705
財政調整基金等繰替							
他会計融資資金(国保特会)							
他会計融資資金(下水特会)							
他会計融資資金(墓地特会)							
他会計融資資金(介護特会)							
歳計現金(つり銭等)	-530,800		-530,800				-530,800
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	11,970,893,849	1,092,864,644	13,063,758,493	10,720,020,997	1,476,677,591	12,196,698,588	867,059,905
国民健康保険特別会計	2,658,727,902	474,055,144	3,132,783,046	2,541,261,109	561,977,786	3,103,238,895	29,544,151
歳計現金(つり銭等)	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金				350,740,057		350,740,057	-350,740,057
他会計融資資金							
一時借入金	400,000,000		400,000,000				400,000,000
財政調整基金等繰替							
一時繰替金							
小 計	3,058,687,902	474,055,144	3,532,743,046	2,892,001,166	561,977,786	3,453,978,952	78,764,094
公共下水道事業特別会計	1,277,036,437	48,841,905	1,325,878,342	1,159,767,955	74,008,342	1,233,776,297	92,102,045
他会計融資資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	1,277,036,437	48,841,905	1,325,878,342	1,159,767,955	74,008,342	1,233,776,297	92,102,045
墓地事業特別会計	10,129,250	60,000	10,189,250	1,693,256	603,714	2,296,970	7,892,280
他会計融資資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	10,129,250	60,000	10,189,250	1,693,256	603,714	2,296,970	7,892,280
介護保険特別会計	2,176,905,301	439,703,977	2,616,609,278	1,995,902,541	402,786,160	2,398,688,701	217,920,577
歳計現金(つり銭等)							
他会計融資資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	2,176,905,301	439,703,977	2,616,609,278	1,995,902,541	402,786,160	2,398,688,701	217,920,577
後期高齢者医療保険特別会計	332,210,899	41,762,538	373,973,437	256,397,706	43,352,897	299,750,603	74,222,834
他会計融資資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	332,210,899	41,762,538	373,973,437	256,397,706	43,352,897	299,750,603	74,222,834
合 計	18,825,863,638	2,097,288,208	20,923,151,846	17,025,783,621	2,559,406,490	19,585,190,111	1,337,961,735

種 類	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
歳入歳出外現金	51,455,630	226,109,271	231,644,053	45,920,848
基 金	財政調整基金	2,953,666,052		2,953,666,052
	泉北3区公共施設整備基金	12,851,481		12,851,481
	福祉基金	48,578,136		48,578,136
	保健医療基金	171,183,458		171,183,458
	土地開発基金	16,826,487		16,826,487
	公共施設整備基金	1,873,160		1,873,160
	緑化基金	81,692,304		81,692,304
	職員退職手当基金			
	今在家（上池関係地区）地区整備基金	12,773,234		12,773,234
	南（長取石池関係地区）地区整備基金	18,106,777		18,106,777
	土生・新家・綾井・大園・富木・北・南（旧取石池関係地区）地区整備基金	7,310,563		7,310,563
	奨学基金	47,362,761		47,362,761
	文化・スポーツ・国際交流振興基金	26,213,484		26,213,484
	石油貯蔵施設立地対策等基金	50,469,000		50,469,000
	森林環境譲与税基金			
	市営浜墓地基金	50,588,169		50,588,169
	介護保険給付費準備基金	401,261,318		401,261,318
小 計	3,900,756,384			3,900,756,384
総 計	3,952,212,014	226,109,271	231,644,053	3,946,677,232

収 支 計 算 書

令和元年度 令和元年11月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	13,064,289,293	1,818,871,588	14,883,160,881	12,196,698,588	2,444,151,294	14,640,849,882	242,310,999
財政調整基金等繰替							
他会計融資金(国保特会)							
他会計融資金(下水特会)							
他会計融資金(墓地特会)							
他会計融資金(介護特会)							
歳計現金(つり銭等)	-530,800		-530,800				-530,800
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	13,063,758,493	1,818,871,588	14,882,630,081	12,196,698,588	2,444,151,294	14,640,849,882	241,780,199
国民健康保険特別会計	3,132,783,046	469,312,449	3,602,095,495	3,103,238,895	516,970,682	3,620,209,577	-18,114,082
歳計現金(つり銭等)	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金				350,740,057		350,740,057	-350,740,057
他会計融資金							
一時借入金	400,000,000		400,000,000				400,000,000
財政調整基金等繰替							
一時繰替金							
小 計	3,532,743,046	469,312,449	4,002,055,495	3,453,978,952	516,970,682	3,970,949,634	31,105,861
公共下水道事業特別会計	1,325,878,342	85,702,309	1,411,580,651	1,233,776,297	95,595,262	1,329,371,559	82,209,092
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	1,325,878,342	85,702,309	1,411,580,651	1,233,776,297	95,595,262	1,329,371,559	82,209,092
墓地事業特別会計	10,189,250	60,000	10,249,250	2,296,970	181,046	2,478,016	7,771,234
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	10,189,250	60,000	10,249,250	2,296,970	181,046	2,478,016	7,771,234
介護保険特別会計	2,616,609,278	426,959,988	3,043,569,266	2,398,688,701	392,758,740	2,791,447,441	252,121,825
歳計現金(つり銭等)							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	2,616,609,278	426,959,988	3,043,569,266	2,398,688,701	392,758,740	2,791,447,441	252,121,825
後期高齢者医療保険特別会計	373,973,437	92,802,729	466,776,166	299,750,603	96,748,249	396,498,852	70,277,314
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	373,973,437	92,802,729	466,776,166	299,750,603	96,748,249	396,498,852	70,277,314
合 計	20,923,151,846	2,893,709,063	23,816,860,909	19,585,190,111	3,546,405,273	23,131,595,384	685,265,525

種 類	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
歳入歳出外現金	45,920,848	205,870,299	199,740,346	52,050,801
基 金	財政調整基金	2,953,666,052		2,953,666,052
	泉北3区公共施設整備基金	12,851,481		12,851,481
	福祉基金	48,578,136		48,578,136
	保健医療基金	171,183,458		171,183,458
	土地開発基金	16,826,487		16,826,487
	公共施設整備基金	1,873,160		1,873,160
	緑化基金	81,692,304		81,692,304
	職員退職手当基金			
	今在家（上池関係地区）地区整備基金	12,773,234		12,773,234
	南（長取石池関係地区）地区整備基金	18,106,777		18,106,777
	土生・新家・綾井・大園・富木・北・南（旧取石池関係地区）地区整備基金	7,310,563		7,310,563
	奨学基金	47,362,761		47,362,761
	文化・スポーツ・国際交流振興基金	26,213,484		26,213,484
	石油貯蔵施設立地対策等基金	50,469,000		50,469,000
	森林環境譲与税基金			
	市営浜墓地基金	50,588,169		50,588,169
介護保険給付費準備基金	401,261,318		401,261,318	
小 計	3,900,756,384			3,900,756,384
総 計	3,946,677,232	205,870,299	199,740,346	3,952,807,185

水 道 事 業 試 算 表

令和元年9月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
4,034,485,768	9,090,519,594	56,965,325	有形固定資産	18,320,997	5,056,033,826	
	(10,212,994)	(4,011,998)	(減価償却累計額)	(13,830,000)	(5,043,738,621)	
1,455,970,946	3,226,651,424	129,461,547	現金、預金	252,798,375	1,770,680,478	
137,268,763	707,044,457	104,032,647	未 収 金	69,902,130	569,775,694	
-1,869,389			貸倒引当金		1,869,389	
27,689,020	33,457,345	3,564,400	貯 蔵 品	907,828	5,768,325	
131,111	145,132	35,200	前 払 費 用	1,520	14,021	
400,000,000	640,000,000		短期貸付金		240,000,000	
			有 価 証 券			
80,570,000	124,390,000	56,920,000	前 払 金	25,400,000	43,820,000	
34,454,973	34,457,609	9,867,057	仮払消費税		2,636	
2,127,600	2,127,600	2,127,600	前払消費税			
			仮 払 金			
			企業債(固定負債)		1,234,747,309	
			リース債務		11,412,000	
	3,000,000		引 当 金		176,608,653	
	30,517,616	30,517,616	企業債(流動負債)		61,484,283	
	2,116,800	352,800	リース債務		4,233,600	
	507,486,739	81,023,669	未 払 金	106,493,500	610,050,198	
	408,991,357	65,444,362	預 り 金	47,871,007	458,731,550	
	7,275,000		引 当 金		7,275,000	
	11,360	2,066	仮受消費税	8,046,799	42,657,491	
	1,389,917,780	3,751,740	繰 延 収 益	6,316,780	2,241,179,398	
	(1,389,511,594)	(3,652,919)	(前期前受金収益化累計額)	(98,821)	(406,186)	
			自己資本金		1,388,393,901	
			工事負担金		61,925,380	
			受贈財産評価額		16,297,395	
			他会計補助金			
			減債積立金		205,000,000	
			建設改良積立金		204,716,752	
	100,000,000		前年度繰越利益剰余金		1,803,208,996	
			当年度未処分利益剰余金			
	142,062	25,839	営 業 収 益	99,522,354	527,302,252	
			営業外収益	5,634,589	30,343,657	
			特 別 利 益			
455,782,605	455,815,569	87,957,143	営 業 費 用		32,964	
9,188,678	9,188,678	9,165,758	営業外費用			
309,026	309,026	1,110	特 別 損 失			
6,636,109,101	16,773,565,148	641,215,879	合 計	641,215,879	16,773,565,148	
					6,636,109,101	

水道事業試算表

令和元年10月末日現在

(単位：円)

借方			勘定科目	貸方		
残高	合計			合計		残高
	累計	当月		当月	累計	
4,021,751,345	9,092,141,927	1,622,333	有形固定資産	14,356,756	5,070,390,582	
	(10,529,817)	(316,823)	(減価償却累計額)	(13,830,000)	(5,057,568,621)	
1,506,147,748	3,451,965,131	225,313,707	現金、預金	175,136,905	1,945,817,383	
108,161,886	812,619,598	105,575,141	未収金	134,682,018	704,457,712	
-1,869,389			貸倒引当金		1,869,389	
26,575,831	33,457,345		貯蔵品	1,113,189	6,881,514	
129,331	145,132		前払費用	1,780	15,801	
400,000,000	640,000,000		短期貸付金		240,000,000	
			有価証券			
98,910,000	142,730,000	18,340,000	前払金		43,820,000	
39,611,891	39,621,489	5,163,880	仮払消費税	6,962	9,598	
2,127,600	2,127,600		前払消費税			
			仮払金			
			企業債(固定負債)		1,234,747,309	
			リース債務		11,412,000	
	3,000,000		引当金		176,608,653	
	30,517,616		企業債(流動負債)		61,484,283	
	2,469,600	352,800	リース債務		4,233,600	
	610,052,691	102,565,952	未払金	55,921,742	665,971,940	
	456,441,908	47,450,551	預り金	87,070,530	545,802,080	
	7,275,000		引当金		7,275,000	
	13,603	2,243	仮受消費税	8,082,514	50,740,005	
	1,393,557,780	3,640,000	繰延収益		2,241,179,398	
	(1,393,151,594)	(3,640,000)	(前期前受金収益化累計額)		(406,186)	
			自己資本金		1,388,393,901	
			工事負担金		61,925,380	
			受贈財産評価額		16,297,395	
			他会計補助金			
			減債積立金		205,000,000	
			建設改良積立金		204,716,752	
	100,000,000		前年度繰越利益剰余金		1,803,208,996	
			当年度未処分利益剰余金			
	170,119	28,057	営業収益	100,658,146	627,960,398	
			営業外収益	4,107,303	34,450,960	
			特別利益			
526,861,202	526,982,500	71,166,931	営業費用	88,334	121,298	
9,193,262	9,193,262	4,584	営業外費用			
309,026	309,026		特別損失			
6,737,909,733	17,354,791,327	581,226,179	合計	581,226,179	17,354,791,327	

水 道 事 業 試 算 表

令和元年11月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
4,039,362,627	9,129,633,683	37,491,756	有形固定資産	19,880,474	5,090,271,056	
	(16,015,383)	(5,485,566)	(減価償却累計額)	(13,830,000)	(5,071,398,621)	
1,496,234,926	3,625,451,974	173,486,843	現金、預金	183,399,665	2,129,217,048	
100,149,958	908,844,086	96,224,488	未 収 金	104,236,416	808,694,128	
-1,869,389			貸倒引当金		1,869,389	
25,831,949	33,457,345		貯 蔵 品	743,882	7,625,396	
92,348	145,132		前 払 費 用	36,983	52,784	
400,000,000	640,000,000		短期貸付金		240,000,000	
			有 価 証 券			
79,910,000	142,730,000		前 払 金	19,000,000	62,820,000	
49,790,714	49,800,312	10,178,823	仮払消費税		9,598	
2,127,600	2,127,600		前払消費税			
			仮 払 金			
			企業債(固定負債)		1,234,747,309	
			リース債務		11,412,000	
	3,000,000		引 当 金		176,608,653	
	30,517,616		企業債(流動負債)		61,484,283	
	2,822,400	352,800	リース債務		4,233,600	
	699,653,759	89,601,068	未 払 金	92,119,506	758,091,446	
	544,235,317	87,793,409	預 り 金	69,129,420	614,931,500	
	7,275,000		引 当 金		7,275,000	
	46,607	33,004	仮受消費税	7,179,435	57,919,440	
	1,398,773,265	5,215,485	繰 延 収 益	1,482,294	2,242,661,692	
	(1,396,884,785)	(3,733,191)	(長期前受金収益化累計額)	(1,482,294)	(1,888,480)	
			自己資本金		1,388,393,901	
			工事負担金		61,925,380	
			受贈財産評価額		16,297,395	
			他会計補助金			
			減債積立金		205,000,000	
			建設改良積立金		204,716,752	
	100,000,000		前年度繰越利益剰余金		1,803,208,996	
			当年度未処分利益剰余金			
	545,584	375,465	営 業 収 益	89,286,850	717,247,248	
	38,095	38,095	営業外収益	4,250,194	38,701,154	
			特 別 利 益			
616,798,560	616,919,858	89,937,358	営 業 費 用		121,298	
9,197,763	9,197,763	4,501	営業外費用			
321,050	321,050	12,024	特 別 損 失			
6,817,948,106	17,945,536,446	590,745,119	合 計	590,745,119	17,945,536,446	
					6,817,948,106	

監査委員報告第2号

定期監査結果報告

令和元年度定期監査結果について別紙のとおり報告する。

令和2年2月21日提出

高石市監査委員 原 正 人  
同 寺 島 誠

高石監査第100号  
令和元年12月16日

高石市議会議長 久保田 和典 様

高石市監査委員 原 正 人  
同 寺 島 誠

令和元年度定期監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により執行した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出いたします。

# 定期監査結果報告書

## 1. 監査の概要

- (1) 監査対象部 政策推進部
- (2) 監査実施期間 令和元年9月17日～令和元年12月13日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

## 2. 監査の結果

監査対象部局の令和元年9月末までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、概ね適正であることを認めた。

### (1) 各課の監査項目及び着眼点

#### 【総合政策課】

##### (歳入)

- 監査項目 PRグッズ売却代金  
着眼点 ①調定額の算定は適正か。  
②調定の時期及び手続きは適正か。

##### (歳出)

- 監査項目 全国工場夜景サミット in 堺・高石実行委員会分担金  
着眼点 ①分担金の算出は、合理的な基準により行われているか。  
②分担金の支出手続きは適正に行われているか。

#### 【秘書課】

##### (歳入)

- 監査項目 コミュニティセンター使用料  
着眼点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。  
②調定額の算定は適正か。  
③調定の時期及び手続きは適正か。

##### (歳出)

- 監査項目 ASP型いくくるウェブ(CMS)サービス利用料  
着眼点 ①利用料の支出は適正に行われているか。  
②相手方及び選定方法は適正に行われているか。

【財政課】

(歳入)

- 監査項目 土地開発公社貸付金元金返還金  
着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。  
②調定額の算定は適正か。  
③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

- 監査項目 地方公会計標準ソフトウェア関連サービス利用料  
着 眼 点 ①利用料の内容、相手方及び選定方法は適正に行われているか。  
②利用料の支出は適正に行われているか。

【税務課】

(歳出)

- 監査項目 地方税共同機構負担金  
着 眼 点 ①負担金の効果は確認されているか。  
②負担金の算出は、合理的な基準により適正に行われているか。

- 監査項目 地方税電子申告支援サービス、地方税共通納税システム導入作業委託業務  
着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適正に行われているか。  
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。  
③委託料の支出は適正に行われているか。

【経済課】

(歳入)

- 監査項目 特殊詐欺対策機器普及促進事業補助金  
着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。  
②調定額の算定は適正か。また計算に誤りはないか。  
③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

- 監査項目 企業立地等雇用促進奨励金  
着 眼 点 ①補助金の算出は、合理的な基準により行われているか。  
②補助金の交付手続きは適正に行われているか。

## (2) 各課の監査結果

### 【総合政策課】

#### (歳入)

監査項目 PRグッズ売却代金

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
243,000円	77,600円	71,200円

着 眼 点 ①調定額の算定は適正か。  
②調定の時期及び手続きは適正か。

本市では、市の魅力を広くプロモーションするため、ブランドデザイン「羽衣天女」や「工場夜景」のポロシャツなどのオリジナルグッズの販売を行っている。

今回の監査項目であるPRグッズ売却代金は、当該販売（売却価格は製作原価）に伴う売却代金収入である。

売却代金の収納にあたっては、地方自治法第171条において、会計管理者の事務を補助させるため出納員その他会計職員を置くことと規定されており、本市においても、高石市会計規則第3条において、出納員に総合政策課長を設置するとともに、同規則第5条において、物品販売における代金収納事務を委任している。

また、同規則第20条において、出納員が納入義務者から現金を直接収納したときは、領収証書に領収印を押印し、当該納入義務者に交付するとともに、収納した現金については、現金出納簿を整理し、指定金融機関等に払込まなければならないと規定されており、総合政策課で直接領収し、月末に収納金を集計のうえ、市金庫へ入金している。

当該売却代金収入の年度別実績は、以下のとおりである。

なお、売却代金収入の調定額の算定、調定の時期及び収納手続き等について、関係書類を監査した結果、一部指導事項はあったものの、概ね適正に処理されていた。

年 度	売却代金収入
平成26年度	771,340円
平成27年度	481,810円
平成28年度	404,730円
平成29年度	268,810円
平成30年度	175,800円

(歳出)

監査項目 全国工場夜景サミット in 堺・高石実行委員会分担金

(9月末現在)

予算額	支出済額
2,000,000円	2,000,000円

着眼点 ①分担金の算出は、合理的な基準により行われているか。

②分担金の支出手続きは適正に行われているか。

全国工場夜景サミットは、工場夜景の観光資源としての充実、活用、PR等を行うことにより、工場夜景の知名度の向上やマーケットの拡大を図るとともに、会員11都市の地域活性化及び観光振興に寄与することを目的として組織された「全国工場夜景都市協議会」の加盟各都市がサミットの開催を通じて工場夜景をはじめとする各市の魅力を広く発信することにより、観光客の誘客及び長期滞在に資することを目的に実施するものである。

今年度においては、堺市と高石市共同にて「第10回全国工場夜景サミット in 堺・高石」を開催する。サミット開催にあたり、堺市観光企画課内に事務局を設置し、全国工場夜景サミット in 堺・高石実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設立している。

開催概要は、以下のとおりである。

当該実行委員会に要する経費については、規約において、開催市の堺市、高石市のほか全国工場夜景都市協議会及びその他の収入をもって充てることとなっており、今回の監査項目の分担金の支出は、開催市負担分を堺市、高石市が2分の1ずつ負担するもので、その高石市負担分を実行委員会に支払ったものである。また、サミット終了後、規約に掲げた目的を達成し、実行委員会が解散した場合において、その残余財産は堺市及び高石市にそれぞれ2分の1ずつ帰属するものとなっている。

なお、決裁行為書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

#### <サミット開催概要>

名称	第10回全国工場夜景サミット in 堺・高石
開催日	令和2年2月8日(土)
開催場所	フェニーチェ堺 小ホール
主催・共催	【主催】 全国工場夜景サミット in 堺・高石実行委員会 【共催】 全国工場夜景都市協議会
参加者	約300名を想定

【秘書課】

(歳入)

監査項目 コミュニティセンター使用料

(9月末現在)

	予算額	調定額	収入済額
高石市コミュニティセンター	600,000円	249,750円	201,050円
高石市東コミュニティセンター	720,000円	430,550円	430,550円

着眼点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。

②調定額の算定は適正か。

③調定の時期及び手続きは適正か。

本市のコミュニティセンターは、高石市コミュニティセンター条例第1条により、市民の連帯意識及び地域への愛着心を深め、もって健康で文化的な地域社会の形成に寄与するため設置するとされ、高石市コミュニティセンターと高石市東コミュニティセンターが設置されている。

また、同条例第9条において使用者は、使用許可の際に部屋別に定める使用料を納付しなければならないと定められている。

コミュニティセンター使用料の収納事務については、高石市会計規則第3条及び第4条において、出納員に秘書課長、現金分任出納員にコミュニティセンター館長を設置し、同規則第5条において、当該収納事務を委任している。

各館の使用料の収納件数、金額、調定日及び収納日は、下記のとおりである。

高石市コミュニティセンター

件数	金額	調定日	収納日
55件	22,100円	平成31年4月28日	令和元年5月10日
42件	27,275円	令和元年5月31日	令和元年6月12日
51件	47,975円	令和元年6月30日	令和元年7月10日
59件	59,950円	令和元年7月31日	令和元年8月8日
52件	43,750円	令和元年8月31日	令和元年9月12日
60件	48,700円	令和元年9月30日	令和元年10月3日

高石市東コミュニティセンター

件数	金額	調定日	収納日
30件	34,000円	平成31年4月16日	平成31年4月24日
36件	38,500円	令和元年5月2日	令和元年5月10日
28件	27,000円	令和元年5月16日	令和元年5月22日
44件	47,050円	令和元年6月1日	令和元年6月7日

36件	37,650円	令和元年 6月20日	令和元年 6月27日
43件	45,750円	令和元年 7月 3日	令和元年 7月11日
45件	40,500円	令和元年 7月17日	令和元年 7月24日
38件	40,800円	令和元年 8月 1日	令和元年 8月 8日
31件	32,500円	令和元年 8月17日	令和元年 8月29日
32件	37,000円	令和元年 9月 4日	令和元年 9月11日
42件	49,800円	令和元年 9月18日	令和元年 9月19日

それぞれの調定額の算定、調定の時期及び収納手続き等について、関係書類を監査した結果、概ね適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 ASP型いくくるウェブ(CMS)サービス利用料  
(9月末現在)

予算額	支出済額
2,427,000円	945,000円

着 眼 点 ①利用料の支出は適正に行われているか。  
②相手方及び選定方法は適正に行われているか。

コンテンツマネジメントシステム(以下、「CMS」という。)とは、ウェブサイト運営するにあたり、各課の職員が管理画面を通してホームページを作成、編集できるシステムである。高石市のホームページでCMSが導入されたのは、平成21年からであり、現在の運営会社である株式会社スマートバリューの前身である財団法人関西情報・産業活性化センターのシステムの「いくくるウェブ」が導入されている。

いくくるウェブは、公共自治体向けのクラウドタイプのCMSであり、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークであるLGWAN回線を利用して運用している。

いくくるウェブ導入以後、同社のシステムを使用しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、見積徴取のうえ随意契約し、利用料を支払っている。

また、利用契約内容等は、以下のとおりであり、決裁行為書、契約書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

利用契約日	平成31年4月1日
契約業者名	株式会社 スマートバリュー
利用金額	月額175,000円(税抜き)
支払方法	月末請求、翌月支払い
利用期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日

【財政課】

(歳入)

監査項目 土地開発公社貸付金元金返還金

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
450,000,000円	367,270,000円	367,270,000円

- 着 眼 点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
  - ②調定額の算定は適正か。
  - ③調定の時期及び手続きは適正か。

本市は、高石市土地開発公社（以下「公社」という。）の経営健全化計画に基づき、公社が保有する土地を処分するために必要な資金を貸し付けることにより、公社の経営健全化に資することを目的とする「高石市土地開発公社資金貸付要綱」（以下「要綱」という。）を定め、平成22年3月23日に貸付対象土地を設定し、1,284,300,000円の貸付を行っている。

要綱第9条第2項において公社は、貸付対象土地が貸付満了日前に処分された場合は、当該貸付対象土地の処分日以後速やかに資金の繰上償還を実施しなければならないと規定されている。

本返還金は、令和元年6月28日付けで貸付対象土地の一部を市が買戻したことから、公社より一部繰上償還する通知があり償還されたものである。

本返還金は、以下のとおりであり、決裁行為書及び関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

繰上償還通知日	令和元年6月28日
調定日	令和元年6月28日
収納日	令和元年7月26日
繰上償還額	367,270,000円

対象土地	実測面積	返還金額
東羽衣1-354-1	59.51㎡	43,530千円
東羽衣1-429-2	406.17㎡	297,120千円
東羽衣1-430-1	36.39㎡	26,620千円

(歳出)

監査項目 地方公会計標準ソフトウェア関連サービス利用料

(9月末現在)

予算額	支出済額
210,000円	0円

着眼点 ①利用料の内容、相手方及び選定方法は適正に行われているか。

②利用料の支出は適正に行われているか。

平成27年1月、総務省より固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、原則として、平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を整備するようすべての地方公共団体に要請され、本市においても固定資産台帳を整備し、同基準に基づいた財務書類等を地方公会計標準ソフトウェアを利用し作成した。

本利用料は、総務省が「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づく財務書類等の作成や活用を行うために提供された地方共同法人である地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の地方公会計標準ソフトウェアの利用料である。

利用料の請求及び支払いについては、「地方公会計標準ソフトウェア関連サービス利用規約」第8条及び「地方公会計標準ソフトウェア関連サービス利用明細書」により、サービス利用料(年額一括)は、請求を受けた後1か月以内に支払うこととなっている。

この利用料に関し、決裁行為書、支出関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

利用申請年月日	平成31年4月1日
提供業者名	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
サービス利用料	210,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
利用期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日
支払日	令和元年10月11日

【税務課】

(歳出)

監査項目 地方税共同機構負担金

(9月末現在)

予算額	支出済額
1,229,000 円	1,228,876 円

- 着 眼 点
- ①負担金の効果は確認されているか。
  - ②負担金の算出は、合理的な基準により適正に行われているか。

地方税共同機構は、地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）の安定運用はもとより、納税者サービスの利便性のさらなる向上、そして納税行政の効率化に資するよう法律に設置根拠・組織運営が規定される法人（地方共同法人）として、平成31年4月1日に設立された。

eLTAX の運営を一般社団法人地方税電子化協議会から承継し、同時に全国地方税務協議会、OSS 都道府県税協議会の業務も承継した。

主な業務については、eLTAX や OSS システムの管理運営、地方税に関する教育・研修や調査研究、広報その他の啓発活動の業務を担っている。

本市は、平成25年8月からeLTAXを導入しており、直近3年間の電子申告（提出）率の推移については、以下のとおりとなっている。

項 目	年 度	全申告 (提出) 数	電子申告 (提出) 数	電子申告 (提出) 率
個人市民税 給与支払報告書	平成28年度	33,002 件	12,780 件	38.7%
	平成29年度	34,083 件	14,361 件	42.1%
	平成30年度	34,520 件	15,116 件	43.8%
個人市民税 公的年金等支払 報告書	平成28年度	23,570 件	23,305 件	98.9%
	平成29年度	23,458 件	23,097 件	98.5%
	平成30年度	23,377 件	23,098 件	98.8%
法人市民税	平成28年度	1,901 件	1,050 件	55.2%
	平成29年度	1,962 件	1,159 件	59.1%
	平成30年度	1,960 件	1,191 件	60.8%
法人市民税 設立届・異動届	平成28年度	254 件	111 件	43.7%
	平成29年度	251 件	128 件	51.0%
	平成30年度	191 件	111 件	58.1%
固定資産税 償却資産	平成28年度	993 件	236 件	23.8%
	平成29年度	1,046 件	286 件	27.3%
	平成30年度	1,187 件	338 件	28.5%

過去3年間のデータから見ると、個人市民税（公的年金等支払報告書）については、平成19年度より公的年金等支払報告書の電子化、平成21年度から公的年金特別徴収が開始されて以降、電子申告率は高止まりとなっているものの、それ以外については、電子申告（提出）率は伸びている。

負担金については、地方税共同機構定款に規定の基準に基づき算出され、令和元年5月23日に支払いをしている。決裁行為書、支払関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

（歳出）

監査項目 地方税電子申告支援サービス 地方税共通納税システム導入作業委託業務  
（9月末現在）

予算額	支出済額
1,620,000円	0円

- 着 眼 点
- ①委託の内容・相手方及び選定方法は適正に行われているか。
  - ②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
  - ③委託料の支出は適正に行われているか。

本業務委託は、平成30年3月に公布された地方税法の一部を改正する法律に基づき、令和元年10月1日から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とするため、全地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織を活用して、共通電子納税システムが導入されることとなるため、運用開始に向けて必要となる作業を実施するための業務委託である。

委託業者については、既に導入している電子申告等システムの一部として導入されることから、構築業者である株式会社TKCと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、見積徴取のうえ随意契約をしている。

この業務委託料について、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、その手続き、経費の支出手続等はいずれも適正に処理されていた。

契約業者名	株式会社 TKC
契約年月日	令和元年7月1日
契約履行日	令和元年7月1日から令和元年9月24日
契約保証金	高石市契約規則第46条第3号の規定により免除
契約金額	972,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
支出負担行為日	令和元年7月1日
支払日	令和元年11月1日

【経済課】

(歳入)

監査項目 特殊詐欺対策機器普及促進事業補助金

(9月末現在)

予算現額	調定額	収入済額
500,000円	500,000円	0円

- 着 眼 点
- ①調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
  - ②調定額の算定は適正か。また計算に誤りはないか。
  - ③調定の時期及び手続きは適正か。

本補助金事業は、大阪府が、特殊詐欺に係る被害の認知件数・被害金額とも過去最悪となったことを受けて、府民の防犯意識の高揚と詐欺被害防止に対する行動を促し、府内全ての市町村による特殊詐欺被害防止対策の促進を図るため、大阪府特殊詐欺対策機器普及促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を設け、平成29年度から3か年の期限を切って事業実施するもので、電話機に設置する特殊詐欺対策機器を購入し、高齢者（65歳以上）に貸与する事業を行う市町村に対し補助を行うものである。補助額は、補助対象経費（対象機器の購入に要する費用で、配送料等を除く）の2分の1以内であり、補助台数に5,000円を乗じた金額が補助限度額となっている。

本市は、多発する高齢者を対象とした特殊詐欺の抑止を図るため、高石市特殊詐欺対策機器貸与事業実施要綱（以下「要綱」という。）を設けて、本市に居住している65歳以上の方に対して、抑止効果の高い特殊詐欺対策機器（以下「機器」という。）を貸与する事業を、本補助金事業を活用して、機器を100台購入のうえ実施している。

当該補助金に係る交付申請及び調定手続き等は以下のとおりであり、交付申請、調定額の算定、調定の時期及び手続き等についても関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

交付申請日	平成31年4月4日
交付決定日	平成31年4月10日
交付決定額	500,000円
調 定 日	平成31年4月10日

(歳出)

監査項目 企業立地等雇用促進奨励金

(9月末現在)

予算額	支出済額
200,000円	200,000円

- 着 眼 点 ①補助金の算出は、合理的な基準により行われているか。  
②補助金の交付手続きは適正に行われているか。

本市では、工業適地において、企業立地等を促進することにより、雇用創出、産業振興及び地域経済の活性化を図り、もって市勢の発展に寄与することを目的として、平成19年6月に高石市企業立地等促進条例（以下「条例」という。）を設け、工場などの新設、拡張増設及び設備更新等の設備投資で一定の要件を満たす場合に、市税の軽減措置を行い、企業立地の促進に取り組んできた。平成29年4月に条例の改正を行い、制度を5年間延長することとし、支援内容を拡充するとともに、「雇用促進奨励金」制度を創設した。

事業実施にあたり、高石市企業立地等雇用促進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）を設けて、企業立地促進制度を利用した事業者が下記の交付要件を満たした場合に奨励金を交付している。交付要件及び交付額については、以下のとおりである。

交付要件	企業立地促進制度の認定を受けた事業を開始する日の前後90日の間に新たに雇用された市内に住所を有する者、又は配置転換により市民となった雇用者を、1年以上継続して正規雇用していること。
交付額	雇用者1名につき10万円（1人1回限り）

要綱に基づき、申請のあった2件について、交付に係る手続きは以下のとおりである。

なお、交付申請は、制度上、事業開始する日の1年経過した日の翌年度の4月1日から6月30日の間に行うこととなるため、交付実績は本年度からとなる。

この交付事業に関し、一連の事務について決裁行為書、支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

交付申請日	令和元年5月7日
交付決定日	令和元年5月13日
支出負担行為日	令和元年5月13日
交付請求日	令和元年5月15日
支払日	令和元年6月3日
支払金額	200,000円（2件分）